

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	加 納 博 明	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 照 泰	健 康 福 祉 部 長	平 塚 直 樹
都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸	調 整 監	宇 野 真 也
環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博	教 育 委 員 会 事 務 局 長	広 瀬 進 一
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	監 査 委 員 会 事 務 局 長	西 村 陽 子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久 野 秋 広	書 記	広 瀬 潤 一
--------	---------	-----	---------

書 記 近 藤 圭 代

開議の宣告

○議長（広瀬武雄君） それでは、皆さんおはようございます。

傍聴者の皆さん、早朝より大変ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（広瀬武雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

4番 北川静男君の発言を許します。

北川静男君。

○4番（北川静男君） おはようございます。

議席番号4番、無所属の会、北川静男でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず傍聴席の方々、早朝より、かつお忙しいところお越しいただきましてありがとうございます。

本日私のほうからは、コロナ一本に絞り、新型コロナウイルス感染症対策、ワクチン接種、アフターコロナについて質問させていただきます。

これよりは質問席において質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

新型コロナウイルス感染症対策着手後、既に1年以上が経過しています。この1年間にコロナウイルス感染症防止対策、経済対策に取り組んでこられました市長をはじめ、職員の方々には敬意を表します。そして、現在はワクチン接種に職員の方々が一つになり、取り組んでいただいていることにも感謝を申し上げます。

5月17日から始まった約1万2,500人の65歳以上の高齢者の接種から、64歳以下の全ての年代に接種が終わるまでには、先が見通せない状況にありますが、ワクチン接種が完了しないとアフターコロナは来ませんので、市長をはじめ職員の方々によろしくお願ひを申し上げ、質問させていただきます。

4月の臨時議会で提案された、コロナ経済対策である中小企業・小規模事業者活性化補助事業の進捗状況や修正されたPCR検査助成事業、感染防止対策、ワクチン接種、地域経済対策など、広範囲にわたり質問させていただきます。

まず、4月20日に開催された市議会臨時会において提案された中小企業・小規模事業者活性

化補助事業の進捗状況についてお尋ねします。この事業は、事業者にとって、どんな内容でも助成対象になる利点があるが、逆に中小企業診断士の診断を受けるという点では敬遠する事業者もいると思いますが、反響を含めて、相談件数などの進捗状況についてお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

北川議員より御質問のありました、中小企業・小規模事業者活性化補助事業の進捗状況について回答します。

この補助事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で、持続的な経営と事業の発展のため、瑞穂市商工会と連携し、自ら課題に取り組む中小企業・小規模事業者を人的・資金面で支援するものです。また、市内での取引を優遇することで、市内での資金循環を促すことも狙いとして実施する事業であります。

当補助金は、5月下旬頃より事業者の皆様から問合せを多数いただいております。6月1日より商工会での受付を開始しており、現在70弱の事業者の方が申請に向けた手続を進めていると商工会より聞いており、事業者の方の関心は高いものだと感じております。

当補助金事業は、先ほども申し上げたとおり、人的・資金面で支援する仕組みとなっており、人的面として、商工会の経営指導員に加え、中小企業診断士から専門的なアドバイスを受けることになっております。御相談の内容によっては、当補助金以外にも、より効率的・効果的な補助金を活用していただける場合も考えられますので、この機会に一度御相談をいただきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。商工会を通してもっとPRしていただき、促進していただきたいものです。

次に、5月には、瑞穂市におけるコロナ感染者は月で131人と大幅な感染者が発生しました。市でできる対策には限度があると考えますが、市で取り組んできたことをお聞きいたします。また、65歳以上のワクチン接種についても、今までにも説明されたと思いますが、経緯を詳しくお聞きいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 改めまして、おはようございます。

ただいまの北川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

前段の市で取り組んできたことということにつきましては、経済対策等々もございますが、特に国のほうからも言われております3密への対策、あるいは手洗い等々の励行などを市民の

方々へ啓発してまいりました。

また、後段の65歳以上のワクチン接種につきましては、4月9日に接種券を配付した後、4月26日から施設の入所者の方、また5月17日より集団接種、また5月24日より個別接種をそれぞれ開始いたしておりまして、現在は、集団・個別ともに2回目の終盤というところになってきております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、コールセンターへのワクチン接種の予約が他市町村に比べスムーズに進んだと聞いております。他市では、全く電話がつながらず予約が終了したと報道されましたが、個別接種の割合、オンライン申請の割合も含めて予約状況をお尋ねします。また、高齢者の反応、意見、苦情などについて、御存じであれば教えていただきたいです。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 続いてお答えをさせていただきます。

集団と個別の割合につきましては、最終的には、集団が約35%、個別が約65%ほどになるものと考えております。

また、集団接種の予約につきましては、電話かオンラインかとのことでございましたが、統計的な数字は今のところ持ち合わせてはおりませんけれども、コールセンターへの入電本数につきましては、5月2日の予約開始日が一番多かったんですが、1日で600件近くの電話がかかってきておりまして、5月中は1週間当たりで1,000件以上の電話がかかってきておりました。

なお、集団接種の2回目の予約につきましては、1回目が終わった会場で2回目の予約を早めに取りいただくように御案内をしてまいりました。

また、高齢者の方の意見などにつきましては、特にタクシー助成の個別接種への拡大などを要望書の形で頂いております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。私の知っている範囲では、いろいろ高齢者の方に聞くと、苦情等一切おっしゃられなかったのが、順調にいつているかと思えます。

続きまして、集団接種の予約が円滑に行えたのは、地区割り、日割りがあると考えられますが、どのような順に日割りを行われたか、考え方をお尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 御質問の日割り、地区割りというところでございますが、この地区割りの実施につきましては、まずは市民の皆様への御理解のためでございますが、大変ありがたいというふうに感謝を申し上げますところでございます。

そこで、議員御指摘の方法ということでございますが、まずはこの2月頃から、各校区の自治会連合会で地区割りの話をさせていただきました。そして4月になりまして、自治会ごとの高齢化率を勘案させていただきました。また、それだけではなくて、1会場当たり1日120名ということであることから、集落の連担であるとか、それぞれの会場への距離ができるだけ近くなるように分けさせていただいたところでございまして、これにつきましても、自治会連合会等でお話をさせていただいております。

しかしながら、いずれにしても結果的には早い地区と遅い地区で3週間ほどの差ができてしまいましたところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。順調にいったのは、この地区割り、日割りで行われたから順調にいったのかと思われまして。

また、次の交通手段なんですけれども、交通手段のない高齢者に対して、移動手段としてタクシー協会と協定を結び、タクシーでの送迎を対応しています。タクシー助成は、高齢者や市民にとってはとても好評になっています。タクシーを使わない高齢者に、みずほバスを無料にする考えはなかったのか、また、しなかった理由をお尋ねします。

それと、今回の65歳以上のタクシー助成は、ワクチン接種だけなのか、それとも75歳以上のタクシー助成事業を65歳以上に拡大する計画があるのか、お尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 集団接種に係るみずほバスの無料化につきましては、実はこの2月から3月頃の早い段階から検討は始めてきておりました。しかしながら、なかなかバスの時刻がよい時刻がないことや、あるいはまたバス停に来ていただくことよりも、ドア・ツー・ドアといったことを優先的に考えましたので、断念をいたしましたところでございます。

また、後段の65歳から74歳までの方の集団接種会場へのタクシー料金の助成につきましては、この財源が新型コロナウイルス感染症対策の地方創生交付金を財源とすることでございますので、今回のみの特例措置とさせていただくところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。特に免許返納者が、今65歳以下で返納された方もお見えになりますので、そこら辺も考慮して、65歳じゃなしに75歳以下でございまして、

考慮していただきたいと思います。

次に、国からの65歳以上ワクチン接種は、7月末までに完了させるよう要請がありますが、本市ではどのような見込みであるのか、お聞きいたします。また、7月末までに65歳以上の高齢者の接種率何%を見込んでいるのか、お尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 高齢者接種の終了時期でございますが、集団接種につきましては6月27日、この土・日でございます。また、個別接種の終了につきましては7月上旬と考えております。

そこで、高齢者接種の接種率でございますが、県への報告した数字といたしまして、6月13日までとしましたところ、対象者数が約1万2,414人といたしまして、そのうち1回目を接種された方が高齢者施設、また集団・個別合わせまして1万1,249名、接種率は90.62%となるかと思っております。なお、2回目につきましては、接種者が1,692名、接種率が13.63%になるというふうに考えております。最終的には、希望者の方皆さんに打っていただけるように考えておりますので、最終的な接種率につきましては、また議会等々で御報告を申し上げたいと思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

昨日現在、国平均でいきますと、1回目の接種率が44.6%、2回目が12.8%となっておりますので、それに比べますと、瑞穂市の接種率は非常に高い数値であるので、非常にいいことだと思います。

続きまして、集団接種におけるキャンセルが発生した場合の対応は、キャンセル待ちの登録になるとなっていますが、キャンセルの状況とその対応について、また県内の一部の市町村長がワクチン接種したとの新聞報道がありました。また、保育士や学校の教職員に接種の動きがあるが、市の対応についてお尋ねします。

ちなみに、保育士への接種は、6月5日に7割に相当する約140人が接種され、残りは一般接種で受けるという新聞報道がありました。個別接種も開始されているが、個別接種のキャンセルなどはどのように市で把握しているのか、また副反応などの状況は、集団・個別接種ともにどのような状況であるのか、お尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 予約のキャンセル対応についてお答えをさせていただきます。

まず、集団接種のキャンセル待ちの登録につきましては4件ありまして、いずれもキャンセル時に急いで来ていただきまして、接種をしていただくというようなことございました。そ

の後、集団接種におけるキャンセルは、1日1会場当たり一、二件発生しております、その際には、診療所（巢南保健センター）や、または巡回健診・予防接種会場として登録のございます総合センターの中で、業務に従事する医療従事者として希望する職員に代替として接種をしている状況でございます。

また、6月5日・6日における保育士等への接種についてでございますが、これは5月24日付の県からの事務連絡がございまして、その中で高齢者接種のワクチンの余剰が明らかな場合は、市町村の判断で社会福祉施設の従事者や保育士等に接種することも考えられるとの見解が示されておりました。したがって、この両日につきましては、保育士だけではなくて、市内の高齢者サービスの事業所に勤務する通所介護や訪問介護の従事者のうちでも希望する方に接種を行ったところでございます。

なお、議員御指摘の今後の保育士や教職員への対応でございますが、現在64歳以下の一般接種と同時進行の形で優先的な接種を考えておまして、認定こども園や民間の小規模保育所、また企業型保育所、幼稚園、障害者・障害児の施設、あるいは児童養護施設の各従業者や消防団員などに対象を広げまして、接種することを準備してきております。

さて、後段の副反応の状況でございますが、集団接種につきましては、各会場ともに今までに数名の方が、気分が悪いなどの理由で横になってみえたことがありましたが、いずれの方も、30分ほど現場で静養していただいた後に御自身で御帰宅をされております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） それでは、続きまして65歳以上のワクチン接種が7月頃に完了することになります。残ったワクチンはどのようになるのか。県に返却するのか、それとも市町村が独自に接種できるのか、お尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問のありました件でございますが、高齢者接種で余りとなったワクチンについてでございますが、これにつきましては国や県に返却することなく、社会福祉施設等の従事者などへの接種に使用する予定でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

それでは、次に64歳以下のワクチン接種についてお伺いいたします。

優先接種、個別・集団接種スケジュールについてお尋ねします。また、企業における職場での接種についてもお尋ねします。政府の案では、職域接種は1,000人以上となっております、そこら辺を含めてお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 64歳以下の方への接種のスケジュールでございますが、まず6月末から7月初旬にかけて50歳から64歳の方へ接種券をお送りした後に、7月上旬から中旬にかけて30歳から49歳の方、16歳から29歳の方と3つに分ける形で接種券を送る予定でございます。

なお、基礎疾患のある方や社会福祉施設に従事してみえる方などにつきましては、年代にかかわらず、申出等によりまして、必要書類につきまして7月初旬に送ることとしております。

続きまして、実際の接種の開始でございますが、現在事前の意向調査の結果を集計中でありまして、具体的にはこの結果を踏まえて接種計画を立ててまいります。差し当たりまして、7月12日くらいから各医療機関での個別接種を開始したいと考えております。その後、7月下旬の土・日から集団接種を行いたいと考えておるところでございます。

なお、職域接種につきましては、現在大学接種の実施ということで、朝日大学さんが国に申請をされまして、この7月2日から開始されるというふうに聞いております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。瑞穂市内は企業が小さいところばかりですので、何とかそこら辺も集めて一つのグループとして、少しでも職域接種ができるように配慮していただきたいと思っております。

続きまして、次にPCR検査の質問をいたします。

4月の臨時議会でPCR検査の補助制度の予算が減額修正されました。その後の4月26日に行われた新型コロナウイルス感染症対策特別委員会に、地方創生臨時交付金の使途について、行政側にコロナ対策事業として、私ども無所属の会派として4案を提出してあります。その中に、PCR検査費用の一部を助成する提案がしてあります。自由診療によるPCR検査を必要とする市民の負担軽減、及び新型コロナウイルス感染防止に資することを目的としています。PCR検査費用の一部を助成し、1万円を上限に、検査キットを用いて自宅で採取した唾液・検体を郵送する方法です。笠松町では、同様な検査キットを用いて、教職員に検査を行う取組を行おうとしています。市民にしても、教職員にしても、PCR検査を必要とされる人に行うことは、感染防止、安心となると思い、提案いたしました。この提案について、執行部の考えをお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） PCR検査への助成につきましては、4月の臨時議会の時点においては、確かに有効な施策事業と考えまして提案をしたところでございます。また、御指摘

のコロナ対策特別委員会における御提案についても、第3案としていただいていることも承知をしております。

しかしながら、現在のところは高齢者のワクチン接種が進みつつあります。また、7月から64歳以下への接種も始める予定でありますので、まずはワクチン接種に注力したいと考えております。したがって、PCR検査への助成につきましても、感染の状況を踏まえ、またワクチン接種の状況を見ながら考えてまいりたいというふうに考えます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

それでは、今回の議会でも、コロナ経済対策となる住宅リフォームの補助制度、子供たちに図書券の配付、樽見鉄道の支援など、感染症への対策が幾つもあります。以前説明があったかと思いますが、再度内容をお聞かせください。4月の臨時議会に続き、この議会でもコロナ感染症対策を幾つか提案されていますが、現在のコロナ禍における対策への基本的な考え方や方針、ワクチン接種、これまでの経済対策の総括を市長にお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 北川議員より御紹介のありました住宅リフォーム費用助成事業の目的及び概要について御説明いたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、市民の方が安心して生活を送ることができるように、住環境の向上を図る目的と経済活動の活性化を図る目的で、市内業者を活用して住宅リフォームを行った場合に助成金を支払うものとなっております。助成率は、新型コロナウイルス感染症対策工事の場合は5分の1、一般住宅リフォーム工事の場合は10分の1と助成率は異なりますが、助成額の上限はどちらも10万円とさせていただいております。この助成事業を市民の皆様に御利用いただくことで、先ほど申しました目的が達成され、コロナウイルス対策の一つとなると考えております。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 図書カードの配付について御説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の中で、子供たちは家庭での生活を強いられる時間が長くなります。どうしてもその中で、子供たちはゲームであるとか、スマホといったものに費やす時間が多くなる傾向があるといういろんな調査で出ております。状況は異なりますが、東日本大震災の折に、避難先等で絵本を読んだり、あるいは読書することによって心が落ち着いたといったような事例も報告を受けております。

このような状況を踏まえまして、夏休みを目前としたこの時期に図書カードを配付していただくことは、子供たちにとって読書の機会をきちっと与えられることができるということで、

大変ありがたく思っております。しかしながら、この図書カードを配付して、見届けをどうするのかということについて、教育委員会としては次のように考えております。

市内の小・中学校に通う子供たち全員に、夏休みの宿題を教育委員会から出します。9月には、読んだ本を学級の仲間を紹介してほしいというものです。課題の発表会という形で9月に行っていただくわけですが、基本的には、方法とか内容につきましては学校、学年、学級にお任せしますが、教育委員会からは一つの提案として、ビブリオバトルというものを行ってほしいということも加えて提案させていただくことになっております。

このビブリオバトルというのは、実際には全国的にも行っているところもありまして、制限時間の中で、一切資料は使わずに言葉だけを使って自分の本を紹介する、こういったものでございます。その中で、子供たちが誰々さんの本を読みたいというところへ投票して、チャンプ本を決めるというようなものが競技になるわけですが、そこまで全て学校に求める予定はありませんが、導入してやってみたいという学校については、どんどん紹介していきたいというふうに思っております。

こうした自分の言葉を使って相手に発表していくという力は、これからとても大切な力だと捉えております。今年の全国学力テストの中でもスピーチという問題が出ておりまして、自分の尊敬する人物をいかに紹介するか、こういったスピーチの力というのは、国語の中でも、全ての領域において必要な力と考え、この図書カードの配付を機会に、子供たちにそういった力もつけることを願って実施していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 私のほうからは、今御紹介がありました樽見鉄道の支援事業について御説明させていただきます。

今回紅葉の溪谷と冬景色ということで、根尾うすずみ温泉を楽しむ瑞穂列車で行こうという特別企画を考えました。樽見鉄道のほうは、現在沿線の学校がリモート等で、企業のほうもリモートが推進されています。ですから、乗客のほうは大変激減しております。過去にも今までにも十分乗客が減っているという状況下でありながら、今このコロナ禍でございます。大変樽見鉄道は苦しんでおります。そういう形で、単純に財政、赤字補填をするわけにはいきませんので、こういう企画を考えさせていただきまして、多くの方に乗っていただくということを考えさせていただきました。

なおかつ、これが経済対策でございますが、それに付加させていただきまして、瑞穂市のほうとしては、富有柿の発祥の地であるよということのPRだとか、そちらに乗っていただいたときに、瑞穂市は富有柿であるということと、ふるさと納税の商業もさせていただきます。市外の多くの方々がこのイベントに参加していただきまして、瑞穂市にふるさと納税したいなあという気持ちになっていただくという形を狙ったイベントでございます。

また、こういう形で感染対策への基本的な考え方としては、経済対策の一つとして沿線を盛り上げていく、沿線の市を盛り上げていくことと、樽見鉄道を盛り上げていくということで考えている事業でございます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 森市長。

○市長（森 和之君） 皆様、改めましておはようございます。

今、今議会に補正予算として計上しました主要なコロナ対策について、まずは住宅のリフォーム補助、子供たちへの図書カードの配付、そして樽見鉄道を活用した支援事業など説明をさせていただきます。

まず、国のほうからは新型コロナウイルス対応ということで、昨年度、令和2年度の1次補正で1兆円、そして2次補正で2兆円、さらに第3次補正で1兆5,000億という規模の予算が計上されて、瑞穂市に交付されたのが地方創生臨時交付金になります。その中で私が申し上げたいのは1点だけ、この地方創生臨時交付金、瑞穂市ではそんなに有利な金額をもらっていないということを皆さんにお伝えしたいということになります。この第3次の目的となる交付金は、感染防止対策、そして雇用の維持や事業の継続、そして経済活動の回復、さらには強靱な経済構造の構築など、ポストコロナに向けた経済構造転換、いわゆる経済がある程度主になってきている交付金となります。

どうして瑞穂市にそんなに有利でないかといいますと、瑞穂市は県内でも人口当たりになりますと、コロナウイルス感染者、感染された市民の方々が3番目に多い瑞穂市となっています。本来なら、感染状況に応じてある程度配分をしていただくということが国のほうにも考えていただきたいということです。

この臨時交付金の積算内容を少し御説明しますと、財政力指数に応じた積算をしているということ、さらには人口10万人ぐらいの規模を中心として、10万人を超えれば減額される、そして10万人を下回れば減額されるようなシステムなんですけど、10万人よりかなり低い人口のところは、逆に今度はそんなに減額されないというような仕組みともなっています。そして、年少人口の割合や高齢者人口の割合も加味されています。瑞穂市は高齢者率があまり高くありません。さらに、人口密度の高いところほど減額されるといった国の制度となっております。言ってみれば、都市部より山間部のほうが、この臨時交付金、1人当たりになると大きな金額で頂いているということで、それぞれの市の対策、対応に大きな違いが出てきているということで、この辺りについては、私が分析をして、やはり県や国を通じて、その御意見を伝えていかなければならないということを感じております。

そして、瑞穂市内の経済状況を考えた場合に、やはり私たち中には、なかなか経済状況が分かりません。どうしたら分かるのかということ今年4月から考えて、4月から月に1度、市内の金融機関の支店長さんと懇談をして、市内の金融状況をある程度伺う、経済状況を

伺うこととしました。その中でやはりおっしゃられたのが、瑞穂市の特色は運送業、そして不動産業が多いと。その運送業では、コロナで運ぶものが異なることによって、その需要も変わってくるということですが、総体して順調に進んでおられると。製造業でも、コロナで大きな落ち込みもなく堅調に推移をしておられる。不動産収入についても、確定申告などの状況を見ると、そんなに落ち込みはなく変動はない。ところが、一つだけ、飲食業については売上げの減少、そして内容としては、個人経営の方にはある程度の持続化給付金や家賃の補助、休業協力金、時短要請の協力金などで行き渡っているんですが、中でも、これからが飲食店の方々にとっては正念場となるというようなこと、中でも従業員を雇い、規模が大きい飲食店は厳しいのではないかとことを受けております。今後、またこのような地方創生臨時交付金が国のほうから交付されるのであれば、飲食店を支援するような事業も一つ加えていかなければならないと思っております。

そして、ワクチン接種の総括になります。瑞穂市の65歳以上の方、約1万2,000人ぐらいおられますが、予約から接種まで今のところ順調に進んでおります。これは、42市町村ありますが、先日の新聞報道では県内でも一番の接種率ということで、市民の方からは、本当に職員がよくやっただいていてというようなお褒めの言葉もいただいております。

県の平木副知事からも実はお電話があり、そのときにも、どうして瑞穂市は接種率がそんなにいいんですかということをお聞かせました。そのときにお答えしたのが、事前にアンケート調査を行い、個別がどのぐらい、集団がどのぐらいというのをある程度見極めた上で、市内の17の医療機関のほうで今個別接種を行っていただいておりますが、集団の1日当たり2倍、3倍もの個別接種で実施をしていただいているということが、今回の九十何%の接種率、第1回目が達成しているという状況の中であるということで、副知事のほうからも、瑞穂市モデルではないですかというようなこともおっしゃられたということを記憶しております。

64歳以下のこれからの接種に向けても、個別接種をある程度重点的に置いていかなければならないということも、県のほうから各市町村のほうに通知が流れていたような状況になります。それには、やはりもとす医師会の協力していただいた先生方、さらにはお勤めしていただいている看護師さんにはかなり負担がかかり、お礼と感謝を申し上げなければならないと思います。

そして、先ほど来、平塚健康福祉部長のほうから説明しておりますが、これからが64歳以下の方々の接種で大変な場面を迎えてまいります。瑞穂市では、7月12日から個別接種を中心に、ある程度加速度的に進めていき、その後に7月末ぐらいから集団接種を行い、早ければ、今の計画ですと11月上旬あたりをめどに、64歳以下の方の接種が終わらないかということを考えております。

しかし、それには、今実は国のほうからのワクチンの供給の見込みが立っておりません。計画だけは立てて出発しますが、その辺りについてもしつかり国のほうへ要望して、連携しながら

ら64歳以下のワクチン接種を進めていきます。

今まで少し長く説明、答弁をさせていただきましたが、ワクチン接種については、本当に市民の皆さんにいろんな御意見をいただきながら、順調に進んでいるという報告をさせていただきました。

以上で答弁とさせていただきます。

[4番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） 総括ありがとうございます。取りあえずは、ワクチン供給の見込みがないと何とも予定が立てられませんので、何とかワクチンが供給できるように御尽力いただきたいと思います。

続きまして、次に、64歳以下のワクチン接種が終了してアフターコロナを迎えようとしていますが、現実的にはアフターコロナは来ない。ウイズコロナ時代が長く続くと言われていています。行政側も、ウイズコロナ時代を前提に将来を考えるべきだと思われまます。なぜならば、新型コロナウイルスは変異します。RNAウイルスが進化し、新たな変異株が発生するからです。

WHOは、偏見や風評被害を回避するため、最初に確認された国名を使わずに、ギリシャ文字のアルファベットを使う方針を示しました。そこで、コロナによって起こった社会変化にどう対応していくか、質問させていただきます。

現代は、何が起こるか予測不可能なVUCA時代と言われていています。生活様式、働き方など、急激な変化を余儀なくされました。とりわけテレワーク、Zoomによるオンライン会議などが顕著であります。

ここで質問させていただきます。

テレワークに対応、推進するために新たに施設を建設するとか、公共施設を開放する考えはありませんでしょうか、お尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 改めて、おはようございます。

北川議員の御質問にお答えいたします。

テレワークは、ウイズコロナ、ポストコロナの新たな日常、新しい生活様式に対応した働き方であると同時に、働く時間や場所を柔軟に活用することができる働き方として、さらなる導入、定着を図ることが重要であることは周知のとおりであります。

議員の御質問は、ノートパソコンなどを活用して臨機応変に選択した場所で行うモバイル勤務に当たると思われますが、教育委員会の施設で使用するということで答弁させていただきます。

テレワークに対応する新たな施設の建設につきましては、昨今、施設の統廃合や長寿命化が

求められる中、難しいかとは思っております。また、公民館や図書館などにつきましては、社会教育法に規定する目的、事業、運営方針などを考えますと、テレワークへの開放はなかなか困難かと思っております。また、当市におきましては、会議室などは団体での利用しかできないことや教育施設であることから、現在のところテレワークの対応は考えておりません。よろしくお願いたします。

[4番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ウイズコロナ時代に対応するためにも、何とかテレワークができるような形で模索していただきたいと思っております。

コロナ禍では、女性の悩み相談の急増、コロナ太り、ストレス蓄積増など社会問題となってきております。特に若い世代を中心に、地方移住への関心が高まってきています。

ここで質問します。

総務省では、今年度より地域おこし人材採用支援制度を始めました。地域活性化の役割を担い、疲弊した経済の立て直し、特産品を生かした商品開発、空き家利用などの幅広い分野での活躍が期待できます。地域プロジェクトマネジャーを招聘し、地元から世代を問わず、ノウハウや人脈を持った人材を募集し、地域おこし隊を設立してはいかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 総務省が令和2年度に創設した地域プロジェクトマネジャー制度につきましては、3大都市圏内等の都市地域から条件不利地域へ、地域の実情を理解し、専門的知識、仕事経験を通じた人脈を有するブリッジ人材を派遣することで、地方自治体を実施する重要プロジェクトに外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む体制を構築することを目的としているものです。ですので、どちらかという、過疎地域に来ていただいて、その方々が起爆剤となって地域を盛り上げてくるというのが地域おこし隊です。

残念ながら、瑞穂市はこの条件不利地域というのには該当しません。よって、この制度活用というのはなかなか難しいということになります。ただし、重要プロジェクトなどを実施していく上で、ノウハウや人脈を持った人材や、行政とそれを実施する上で核となる組織と人材をつなぐコーディネーター役という方は大変重要なんですね。このコーディネーターを探すということは大事なあとということによく考えております。

今進めている企業版ふるさと納税の中に、企業版ふるさと納税（人材派遣型）というものがあります。これは令和2年10月に創設されたばかりのものなのですが、こちらのものは、いわゆる一般的には寄附というお金を払うんですけども、企業が瑞穂市のほうに人材をよこしてくるというやり方の寄附なんです。これをした企業のほうは、軽減措置が受けられるというこ

とになります。簡単に言うと、現金の寄附ではなくて人を送るということです。この人に関しては、瑞穂市の職員として採用されるということになりますので、大変私どものほうも人件費としては浮きますし、なおかつノウハウを得られる。それと、職員のほうも一緒になって学習しながら事業を進めていくということができます。

企業にとっては、最大9割の税控除はもとより、人材育成の機会として活用することもできるということです。各地域の課題等々を企業の方々がかいま見て、勉強してまた企業へ帰っていくということもありますし、私どももノウハウをいただいてプロジェクトが進行するという、どちらもウィン・ウィンの関係ということになります。

当市の事業のうち活用できる事業について、また担当部・課と今後協議しながら、この制度が利用できないか、検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。今、企画部長から答弁ありましたように、人材派遣型の企業版ふるさと納税を大いに利用させていただいて、何とか瑞穂市を活性化していただきたいと思います。

最後に、観光支援のため、また海外出張者支援のためにワクチンパスポートの発行を早期に実現していただきたいものです。所有者に隔離措置なしで入国を認める動きが各国で加速しております。日本も検討段階に入りました。当市も導入の正式決定が決まれば、早急に検討していただきたいものです。多分国のほうは自治体に任せると思いますので、市の見解をお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ワクチンパスポートにつきましては、議員御指摘のとおり6月17日に新聞報道がありましたとおり、国において検討がなされているというふうに聞いております。しかしながら、まだ詳細な情報が入ってきていない状況でございます。したがって、市といたしましては、今後の国の状況をしっかり見ながら準備をしまいたいというふうに考えております。

なお、現在は、接種済みの方につきましては、接種券に接種日と接種場所を記入し、さらに接種したワクチンの種類のシールを貼ってございまして、これをもって接種の記録というふうにしております。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 北川静男君。

○4番（北川静男君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、ワクチン接種を加速させ、安心・安全な暮らしが取り戻せるよう

に努力していただくことを切にお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） これで4番 北川静男君の質問を終わります。

続きまして、14番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 改めまして、おはようございます。

議席番号14番、公明党の若井千尋です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今し方は、北川議員の質問の中で、市長から、本当に今コロナワクチンの接種が順次進んでおるわけですが、詳細を賜りました。6月20日の新聞の記事では、今お話がありましたように、高齢者の方の1回目の接種率が94.7%、県で1番であるというような報道がございました。どういったことが功を奏したのかは、今、市長からお話がありました。まずもって関係者の方に感謝を申し上げたいと思いますし、また引き続き全世代の方へのワクチン接種の際には、今市長からありました瑞穂市モデルを十分生かしていただいて進めていただきたいなど、このように思うわけでございます。

本日6月22日というのは、ボウリングの日だそうでございます。日本ボウリング場協会が1972年に制定、これは1861年（文久元年）6月22日付の英字新聞で、長崎の外国人居留地に日本初のボウリング場が開設されたことが記事となったことにちなんでおるそうでございます。

2012年第67回国民体育大会は、ぎふ清流国体でございました。その際、唯一当市で行われた競技はボウリングでありました。グランドボウルさんが会場を提供していただきましたが、その会場も今はなき、遠い昔の話でございます。時が止まることなく、新たな瑞穂市の尾をスポーツでアピールできるようなことを真剣に考えていかなければいけない時期になったのではないかと、ふとこのボウリングの日ということがありましたので、感じた次第でございます。

本日私の質問は、大きくは3点、最初に災害弱者の避難・個別計画について、2点目は公共施設の整備について、最後はコロナ禍にあって、女性の影響、生活が深刻化しておるというような記事がございましたので、この3点について質問をさせていただきます。

以下は質問席に移らせていただいて、質問させていただきます。

最初の質問でございますが、災害弱者の避難・個別計画について伺います。

令和3年、今年ですけど、5月20日より改正災害対策基本法が施行され、警戒レベル4「避難指示」で必ず避難となり、避難勧告は廃止となりました。市民への周知徹底と、また市民の方の理解度はどのようなものかをお聞きします。

さらには、個別避難計画が各市町村において努力義務化をされたということでございます。まだまだこれからだとは思いますが、作成を急ぐ必要があると考えます。現状を伺います。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、議員が言われましたとおり、令和3年5月20日より警戒レベルごとの避難情報が変わりました。これまでは、災害のおそれがあるレベル3は「避難準備・高齢者等避難開始」という避難情報でありましたが、「高齢者等避難」という表現に変わりました。また、災害のおそれが高いレベル4は、これまで「避難指示（緊急）・避難勧告」というものでありましたが、今度は「避難指示」ということになりました。勧告という言葉が分かりにくいということですね。指示という形のほうが、直接皆さんのほうに届くということです。これらは、いずれも従来の表現では分かりにくいということで、行動しにくいという声を反映して見直しになったというものになります。

この変更箇所につきましては、まず先月末に自治会長の皆様へPRチラシを配付させていただきました。次に、「広報みずほ」7月号へPRチラシを挟み込みさせていただき準備を進めているところでございます。

理解度についてでございますが、なお今後各所で行われる防災関連の訓練などにおいて、このチラシを見せさせていただいて、お話をさせていただいて、御存じですかということで現場で確認してくるというような形で、お話と、いいですかという顔を見て確認させていただくというような形を取っていけば、訓練などで成果が出てくるのかなあというふうに考えているところでございます。以上です。

〔14番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 個別避難計画というのは今どんな状況でしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまお話のございました個別の避難計画につきましては、避難行動要支援者名簿に登載された方に係る個別避難計画というふうに理解をしております、現在のところは、正直を申し上げますと、なかなか手をつけていない状況でございます。しかしながら、必要なことというふうには考えておりますので、今後防災担当と協議をいたしまして、名簿の搭載者につきましてはの計画策定について、しっかりやってまいりたいというふうに考えます。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 実際、これも全国でもまだ1割ほどしかできていないという現状を確認しておりますので、順次また進めていただければというふうに思います。

今、企画部長がおっしゃった、市民の方に分かりづらいような状態が続いておってもいかなと思いますので、何とかお互い知恵を絞って、この避難指示に関して、市民の方に浸透してい

くように努めていかなければいけないなと私も感じた次第でございます。

次に、岐阜県の新年度予算に、人工呼吸器等非常用電源整備事業に補助制度が新設をされました。在宅で人工呼吸器等を使用されている重度障害児にとって、電力供給の停止が生命の危機に直結するおそれがあります。災害時の電力の確保は大変に重要な問題であり、災害時における重度障害者の避難支援体制の整備が重要視されています。特に今お話ししました、人工呼吸器や吸引が必要な障害児への非常用電源装置等の備えや電源確保のための支援体制の整備が急務となっております。長時間の停電時等においても、電源の必要な在宅重度障害児・者が日常生活を継続する上で必要となる非常用電源装置を整備する市町村に、県が支援をするというものでございます。この補助事業の実施について、当市の見解を伺います。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいまの御質問の件につきまして、県の補助金交付要綱によりますと、実施主体は市町村ということになっておりまして、対象者につきましては、今ほどお話のありました呼吸器機能障害の身障手帳を有し、生命・身体機能の維持に電源を必要とする医療機器を使用する医療的ケアが必要な重度障害児または重度障害者でありまして、医師の判断に基づいて知事が認めるものと。かつ、先ほど言及をいたしました、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて計画を立てます個別支援計画が作成されている方ということになってございます。

対象物品については、今ほどお話のありましたとおりでございます。補助率も2分の1ということでございます。そこで事業内容としましては、これらの非常用電源装置を対象者に貸与または配付を行うこと、市が整備する事業につきまして経費を助成するということになってございます。

しかしながら、現在、先ほども申し上げましたとおり、市においてこの事業にはなかなか手をつけ得る状況になってございませぬ。この事業の活用については、避難行動要支援者名簿における個別計画の策定が必須となっております。このことについては、今ほどお話を申し上げたとおりでございます。

岐阜地域におきましても、検討中というふう聞いておりますのは1市のみというふう聞いております。したがって、今後は、先ほども申し上げましたとおり、防災担当と協議をいたしまして、名簿に登載された方への個別計画の策定を一義に考えまして、この補助事業の活用を検討してまいりたいというふう考えます。

なお、類似の事業といたしましては、市の地域生活支援事業のメニューの中で、日常生活用具の給付事業というものがございしますが、その中で、在宅療養等の支援用具といたしまして、ポータブルバッテリーの給付について昨年度、令和2年度から実施をしておりますことを申し添えます。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今、検討にないということでしたが、これは本当に今日電気が当然の暮らしの中で必要な状況で、健常者ですら電気を必要とする、ましてや人工呼吸器なんかを使用される方が長時間停電になるようなことがあった場合、ここもしっかり想定して、今あまり前向きなお答えではなかったように思いますけれども、前向きな捉え方をさせていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。また、このこともしっかり今後また状況を確認させていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

次の質問に移ります。

公共施設の整備についてですが、これは私も個人的にたくさんの方からいろいろ細かいことを聞いておりました。今回も細かい質問になろうかと思いますが、現在、特に高齢者が使用されるような公共施設、今回最初に質問があったのは、老人福祉センターが、南側の駐車場の入り口が非常に狭いのではないかなということを発端に、現場を見させていただきましたが、ほかの施設と比べると非常に入り口が狭く、植栽のある外構のスペースが大きく面積を取っておるように見られますと。この施設の築年数もかなり経過しておるというふうに思います。

それに伴い、今はコロナ禍でございますので、利用される方も少ないかというふうに思いますが、ワクチン接種が進み、コロナも終息をしないにしろ、アフターコロナの時代になったときに、この施設を利用される方は、やはりその多くは車で来られるというふうに思います。老人クラブの方からもそのような傾向性を聞いておりましたが、そういう将来を見据えて、この植栽のスペースを取り除き、駐車場のスペースを拡大するというようなことの必要性について、お考えを伺います。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問のございました老人福祉センター南側の駐車場につきましては、竣工当時はゲートボール場であったということですが、その後駐車場として整備をしたものでございますが、議員がおっしゃいますとおり、確かに入り口は外構があるため狭く、13台ほど置ける駐車場があるのみとなっております。北側にも駐車場がございますが、障害者用の駐車ラインが2台分引かれているだけでございまして、センターの利用が重なるときには大変御不便をおかけしていると思っております。

しかしながら、拡張工事となりますと当然費用もかかりますし、もともと南側駐車場の敷地はそれほど広くはないということから、工事をしたといたしましても、大きな改善は難しいというふうに考えております。

したがって、センターの利用が重なるような場合につきましては、例えばセンターの公用車を移動したり、あるいは巣南公民館の駐車場を利用させていただくなどして、これまでと

同様の対応としてまいりたいと考えております。御理解を賜りたいと思います。よろしくお願
いいたします。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） すぐには厳しいということは重々存じ上げております。ただ、今お話し
しましたように、車がないとまだまだ本当に不便なまちであるということで、またお年を召
してこられると、やはり操作に関しても、少しでも余裕のあるようなスペースで御利用いただ
ければというような思いでお声をいただきました。すぐには無理だということですが、
市民の方からは、植栽、非常に立派なものでありますので、大月にでも移植したらどうだとい
うような声も聞いておりますことを付け加えさせていただきます、次の質問に移らせていた
だきます。

次は、私、今回巢南地域にあります3つのふれあい広場に関していろいろ聞いておりました
ので、質問させていただきますが、まずもってこの3つの広場、同じような認識というか、市
民の方がそれぞれの思いで使っていらっしゃるなということを感じるわけですが、そ
んな中で、以前この一般質問で、中ふれあいはふだんは施錠がされていて、西ふれあいは施錠
されていない。ですから、使用される方も、一々鍵を借りにいかないかん広場と、そうでない
ところがあるというようなことを聞いて質問させていただきましたけど、今は中ふれあいも施
錠がされておられなくて、夜なんかでも結構使っていらっしゃる方がおられるというふうにお
見受けします。

その中で、実は西ふれあい広場の現地を見させていただくと、ここ、実は夕方5時になると
施錠がされるという現状でございます。広場は、保育所の南側にある広場の西南の角の駐車場
に関してと、もう一つ道路を挟んだ南側の駐車場が施錠されておるわけですが、南ふ
れあいも中ふれあいも施錠はされていないということも含めて、この西ふれあい広場に關しま
しては、市の指定緊急避難場所でもあります。地震など災害時には、多くの方がこの施設に避
難をされてこられるというふうに市は想定しておるわけですが、徒歩で来られる方も
おられれば、自家用車で避難される方もおられると想像するわけです。その際に、いつ起こる
か分からない災害に対して、駐車場が施錠されているというのは非常にお困りになられるので
はないかなというふうに思います。

また、この西ふれあい広場については、当然市の有料の体育施設ではありますが、早朝から
夜まで、終日市民の方が健康増進を目的として活用されております。ウォーキングであったり、
ジョギングであったり、または野球であったり、サッカーであったりされておられますし、ま
た熱心な保護者さんと一緒になって、お子さんがこの施設を利用されています。車で来られて、
当然駐車場が施錠されておられれば、路上駐車というふうに考えます。

そのような状況なんですけれども、ちょっと質問が長くなりましたが、西ふれあい広場が施錠されていることに対してちょっと違和感を感じるわけなんですけれども、この現状についてまず御答弁いただきます。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ただいまの若井議員の質問にお答えさせていただきます。

中ふれあい広場、西ふれあい広場はグラウンドがございます。そちらが体育施設として貸出しをしております、そちらが基本的には5時までの貸出しというところで、5時には施錠しているという状況がございます。

ただ、南ふれあい広場に関しては、貸出しするグラウンドとかはないので、自由に入れるようにはなっておりますけれども、南ふれあい広場や中ふれあい広場につきましては、空き容器回収機もございますので、夜の施錠はちょっと今のところしていない状況となっております。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） それもあると思うんです。ただ、その空き缶回収機も時間制限があるというふうに書いてありますけれども、一切深夜にも施錠はされていないというふうに確認をしております。

そういう意味で、今回、特に後で質問させていただきますけれども、どうして西ふれあい広場だけが施錠されておるのかなという違和感と、さらに今教育委員会事務局長が言われたみたいに、使い方が違ってくるというふうに考えてしまうわけがございまして、中ふれあい広場にしても、今言った南ふれあいにしても、施錠がされない。でも、それは空き缶回収機があるからというふうにおっしゃいますが、どうして西ふれあい広場だけなのかなというふうに、これも私もそう思いますし、そういうお声をいただきましたので、確認をさせていただいた次第でございまして。

駐車場は、施設の管理上、夜間は施錠します。午後5時には施錠しますというふうに書かれております。でも、これは今言った西ふれあい広場に関しては、西南の駐車場にはそう記載されておりますけど、南側の駐車場には書かれておりません。今お話ししました中ふれあい広場にもあるわけなんですけれども、空き缶の利用時間は6時から22時ということが書いてあっても、一切深夜にも施錠がされていないということでございまして。

ただ、今私もお聞きしまして、施設の管理上のためにとということであれば、やはりもう少し明確な理由がないと、この駐車場の、同じような施設なのに施錠されておるところ、そうでないところというのが、なかなか矛盾が生じるのではないかと思うんです。利用される方も、管理される方も、矛盾を感じるのではないかなというふうに思うわけがございまして。

そのことを確認させていただいて、要は、中ふれあい広場には空き缶回収機があるわけでございます。これも市民の方の声なんですけど、土・日はやはり野球とか、スポーツで使われる方でいっぱいになるので、空き缶回収、ペットボトルなんかを持ってきても、駐車するスペースがないよということで、これも確認のためにお聞きしますけれども、1台ぐらいは空き缶回収機を利用されるような方のスペースというのを確保されるようなお考えがあるのかないかを伺います。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 改めまして、おはようございます。

中ふれあい広場は、社会体育施設として地元老人クラブのグラウンドゴルフ、あとスポーツ少年団の野球、それと一般のテニスの方や、中保育・教育センターの参観日の臨時駐車場などとして利用されております。

令和2年度は534件の利用があり、1件当たり利用時間は2時間以上という長時間の利用となっております。また、これらの利用者は、教育委員会に体育施設使用許可申請し利用するもので、免除団体以外は使用料を支払い、使用しています。

このような中、空き容器回収機は当然自由に利用できるんですが、1回の利用時間は数分程度と短くなっておることから、今現在25台分の駐車場がありますが、その一部を専用とすることは、体育施設使用申請した利用者の利便性が損なわれる可能性があるということから、現在は専用とすることができませんので、御理解いただけたらありがたいと思います。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 本当に市民の方からすると、この施設ってどこが管理しておるのか、なかなか見えにくい部分というのが、一番私も今回お伝えしたいところではないかなというふうに思うわけです。

以前、中ふれあい広場もお声がありました。今お話ししました同じような条件で、やはり1台ぐらい障害者の方のスペースって必要じゃないですかというふうに質問した覚えがありますが、これは多分一般質問ではないと思いますが、この施設に限らないんですけれども、やはり障害を持っておられるような方のためのスペースというのは、設けられるお考えがあるのかどうなのかも確認します。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ただいまの障害者の駐車場の件に関しましては、確かに中ふれあい広場だけございませんでした。そちらに関しましては、担当部局のほうで設置するように今検討しておりますので、よろしく願いいたします。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 後でまた同じようなことを確認させていただくかもしれませんが、やはり私たち健常者が、障害者の方の立場になっていろいろ物事を考えていくと、今言ったような公共の施設で、そういうスペースを設けてあるのかなのかということに関しては、使われる使われんは別でも、やっぱりそういうことに關心を持っている行政なんだということを、アピールではないですけども、御理解していただけることにもつながっていくように思いますので、よろしくお願いします。

次の質問ですけど、これも細かい質問になろうかと思いますが、中ふれあい広場のバスケットコートというか、リングが置いてあるところ、これはネットが壊れているよということを聞いたときに、3施設を見せていただきましたら、たまたま3つともネットが破損していたというようなことがございました。これも、そのお声をいただいた方は、コロナ禍でなかなか室内の施設が利用できない、運動不足になるときに、私もたまたまこの現地を見に行ったときに、お二人でスポーツをやっておられる方はバレーボールをやってみえたんですけど、1人で行くとやっぱりバスケットぐらいしかできんのかなということで、成人の方の運動不足の解消のためにも、こういった公共の施設の整備というのをきちんとしていただいたらどうだろうという声がありましたが、現状、それから通告を出してしばらくたちますけれども、私、中ふれあい広場だけがあると思って見たら、西ふれあい広場にも南ふれあい広場にもバスケットのリングがございました。

こういった細かいことのようにございますけど、公共施設の整備という観点から、現在のバスケットリングに対して、破損しておるというか、壊れておるようなイメージのあるリングのネットに関して、どのようなお考えなのかを伺います。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） バスケットゴールのリングにつきまして、バスケットボールは、確かに各ふれあい広場に1か所ずつ設置してございます。また、おっしゃるように、5月の段階ではたまたま本当に3か所が一遍になくなってしまっていたところがございます。担当者のほうでは、2つは在庫があったので、2か所についてはすぐ取替えはできたんですけども、1か所はちょっと在庫がなかったということで、1個は注文していて、そのときもなかったということがございます。

ただ、それに関しては、もう既に設置されておると思います。いわゆるバスケットゴールのネットがなくなっていることも、担当のほうでも確認はしておりました。担当課では、毎月1回、職員が市内の全施設の安全等の状況確認を行っておりますので、修繕するところがあればすぐに対応するようにしております。そういったところで、今なかったということで、すぐに対応させていただきまして、このリングネットにつきましては設置させていただきました。現

在は広場のバスケットゴールのリングにネットは全て設置されておりますので、御了承よろしくお願いいたします。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） この話も笑い話じゃないですけど、大人の方がダンクシュートを狙うんですけど、とてもリングには届かないから、ネットに引っかかって、ちぎってしまうのではないかなという話もしております、なるほどなというような感じもしたわけでございますけど、それでも今言った、本当に運動不足の解消のためにやっておられて、そういう見方をされておられる方との御意見でしたけれども、今教育委員会事務局長のお話を伺いますと、やはり定期的に回っていただいて、管理をしていただいておりますということもお伝えできればというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

次に、同じような視点から、西ふれあい広場や南ふれあい広場には池があって、公園らしく、その機能が使われておるようなイメージがありますが、中ふれあい広場に行きますと、噴水というか、水場の周辺というのは結構破損箇所も多くて、たまたま私が見に行ったときはごみが捨ててあったような環境になっておったようにお見受けしました。そういった意味で、噴水というか、水辺の周辺の整備について、その必要性について伺います。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ただいまお話がありました中ふれあい広場につきましては、中ふれあい広場の噴水につきましては夏休みのみの稼働となっております、夏休み以外の時期には水のない状態となっております。議員御指摘のように、噴水が破損しているというわけではございません。また、中ふれあい広場の清掃業務はシルバー人材センターに委託しております、定期的に噴水内のごみなども含めて回収等しております。

先ほどもお話ししましたとおり、担当課のほうでは、月に1回職員が市内全域の見回りを行っておりますので、ごみ捨場のような状況にはなっていないかとは思いますが、御指摘のことがございますので、今後は施設の使い方やごみの持ち帰りなど、看板などを設置して啓発してまいりたいと思っております。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 破損ではないということであれば、そのようにお伝えします。

これは、要するに有名な話なんですけど、ニューヨークなんかだと、小さな犯罪を放置しておくのと大きな犯罪につながる。逆に、以前もお話ししましたが、落書き、私行ったことはないですけど、テレビなんかで見ますと、落書きなんかをしっかりと消していくと大きな犯罪が減っていったということのお話も聞いております。

いわゆる公共の施設というのは、市民の皆さんの財産でございますから、何か放置されておるような状態が続きますと、市民の方も感覚が薄れていく。ただ、しっかり直していただければ、私たちの財産だということで認識も高まっていくのではないかなというふうに思いますので、今定期的にやっていただいております検査をしていただき、また補修していただいております話も、しっかり市民の方にお伝えしながら、自分たちの財産であるというふうに捉えていただけるように周知を私もしていきますし、またお互いにしていかなければならないと思った次第です。

次に、南ふれあい広場ですけど、ここもまた独特な公園の要素があるなというふうに感じるわけです。これは、今お話しされたように、グラウンドがない施設でございます。親子連れさんが仲よく利用されておる姿をよく、人口も多いというか、見るわけでございますが、ここ実は今言ったフェンスがないので、私も南小学校とふれあい広場の道を北に向かい、北進しておりましたら、たくさんのお子さんが遊んでおられました。ちょうどドッジボールのようなボールがぶーっと出てきたもんですから、危ないなど。見通しがいいもんですから、もう間髪入れずにお子さんがだあーっと道路に飛び出てこられました。

今お話ししました見通しがいいので、危機は回避できましたけれども、やはり小さなお子さんがフェンスがなくて遊んでおられると、西とか中と比べたら交通量が全然違うところだというふうに思っております。そういう意味で、この南側とか東側には多少なりともフェンスが必要ではないかなというふうに感じます。このことを、実は正直言ってショックというか、感心できないなと思ったのは、お子さんが飛び出たらっしやったことを若い親御さんが全く何の反応もされておられなかったということでございました。自分自身は。そういう意味では、安心しておられるというような感覚で、分からないですけれども、お子さんがそういう状況になっているということに関心がないことに、今言った違和感を感じたわけでございますけど、この南ふれあいの、東、南に限らないですけど、ほかの2施設にもあるようなフェンスというものの必要性をお聞きます。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 中ふれあい広場や西ふれあい広場は多目的グラウンドとして使用しているため、今までもお話しさせていただいたように、周囲には高いフェンス等を設置しておりますが、南ふれあい広場はグラウンドとして機能を兼ね備えておりません。当初工事の段階で設置しなかったと聞いておりますので、中ふれあい広場、西ふれあい広場に設置されているようなフェンスの設置はありません。しかし、ボール遊びなどをされていることもあるということですので、今後、看板などを設置して注意喚起していきたいと考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 本当によくよく調査していただきたいなというふうに思います。本当

に歩道があって、車道があって、すぐ公園ですから、どんなふうにも活用されるというふうに聞きます。ですから、ある意味狭義ではないですけれども、人を守るという部分では、非常に私危険な状態になっておるのではないかなということをお伝えした上で、今、答弁もそうございますけど、危険性があるということだけお伝えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

2番目の質問の最後になりますが、これもお声をいただきました。

巢南の集積場の整備についてということで、この施設も開催日時は限られておりますけれども、それでもやっぱり開催時には、雨なんか雨が降りますと地面の状態が非常に悪く、整備の要望、整備をしてほしいという声をたくさん聞いております。

穂積地域の美来の森と比べても、施設の整備には差があるように思えるわけでございます。また、お隣の本巢市さんのような白いテントで施設を覆われるようなストックヤードのようなものも見受けますが、ある程度天候に関係なく利用していただけるような集積場の整備について、お考えを伺います。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 巢南集積場、また美来の森は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定において、廃棄物が地下にある土地であって、土地の掘削その他の土地の形質変更により生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるものとして、岐阜県において区域指定されております。

本巢市のストックヤードは、直接本巢市に聞いたんですが、本巢、真正、根尾地域に3か所ありますが、全てもともと普通の土地で、廃棄物が埋まっていないということで、大型のシートテントが建設できたと言っておりました。

議員御提案のシートテントなどの構造物を設置する場合には、基礎の掘削工事が必要になり、指定区域であるため、掘削することによって生活環境への影響が懸念され、またいろいろな条件や制限がかかります。そのため、現状のできる範囲、例えば砂利を敷くとか、水がたまらないようにするとかいうことで改善を検討していきたいと考えております。

〔14番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） これも先ほど言った環境を整えるという意味では、私もそうですけど、今日執行部の方、ほとんど最近SDGsのバッジをしておられます。市長が言われるSDGsの視点でと昨日もお話しされましたけれども、具体的にやっぱり市民の方もそういう関心を持っていただくということと、私はこれ自体、そういう集積場なんかの整備をしっかりするという意味で、これはハード面でございますけれども、そういったことに力を入れていくことによって、市民の方のソフト面での意識も違ってくるのではないかなというふうに、思いだけでは

なく、市長の言われるSDGsの視点というものが具体的にどういうものなのかということをし、しっかり市民の方と一緒に考えながらやっていかなければいけない、このように思いましたので、以上、公共の施設の捉え方、考え方を確認させていただきました。

最後の質問に移ります。

コロナ禍において、女性の環境が深刻化という新聞の記事がございました。まずもって森市長におかれましては、4月16日、公明党瑞穂支部が提出をさせていただきましたコロナ禍における女性の負担軽減に関する緊急要望に関して、早々に市長より、取り組んでいただけることに関しては取り組んでいただけるというふうに御答弁をいただきました。

具体的に、実はざっくりお話ししますと、本当に今、私は特に男性・女性関係ないといいながら、女性が今コロナ禍でどんなような状況に置かれておられるのか、女性だけに限らないんですけども、例えば本当に世界的にも生理用品なんかは5人の方のうち1人が買えないような状況にあるという記事でございました。そういったことを発端に、やはり女性の視点、目線というか、そういう困っておられる方の要望書を提出させていただいたわけでございますが、具体的にこの要望に対して、市としては今現在どのような対応をしていただいたのかを確認させていただきたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問のございました生理の貧困問題への要望の件でございまして、私ども庁内で、企画部、教育委員会、私どもの健康福祉部におきまして現状を確認いたしましたところ、社会福祉協議会も含めまして、各種相談の中における具体的な事例は確認をできませんでした。しかしながら、表には出ていなくても、潜在的な事例はあるというふうにも考えておりますので、いま一度、生活困窮者や、あるいは要支援家庭を支援していく中で状況を把握いたしまして、防災担当やら社会福祉協議会など関係機関と連携しながら実施をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、学校におかれては、養護教諭の先生が保健室において試供品等を活用して対応されていると聞いておきまして、子供たちがもらいに行きやすい状態をつくっておられるというふう聞いております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） この質問は、今健康福祉部長が言われるみたいに、なかなか表に出る部分とそうでない部分というのが非常にデリケートな問題というか、私の質問も続くような気がします。

そういう意味で、また後で確認をさせていただきますが、やはりそういった声がないから対応できないということではないというふうにおっしゃいましたので、そこもしっかり後で結論

づけますけれども、そういうお声をちゃんと拾っていけるような窓口であっていただきたいと思います。

実は、この要望書に関して少し御紹介をさせていただきますと、今お話ししました5人に1人の若い女性の方が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、ほかのもので代用している等の結果が出ていますと。また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより、親等から生理用品を買ってもらえない子供もいるという指摘があったようでございます。

そこで、瑞穂市においても、誰一人取り残さない社会を実現するために、一日も早くこのような女性の負担軽減に取り組んでいただきたいということで要望書を出させていただきました。聞いたところ、現状ではということでしたが、今お話がありましたように、どなたが行っても対応していただけるような状態を取っていただければというふうに思います。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今、健康福祉部長が答弁させていただきました。私どもは、それから避難備品をもう一度洗わせていただきました。各避難所には生理用品があります。使える期限というのが決まっております、今回また予算化させてもらって、新しいものに切り替えるというめどが立ってきましたので、そういうものを、今、平塚部長のほうからありましたいろんな福祉施設とか、学校とか、そういうところに配らせていただいて、できるだけそういう方、子供さんたちを救うような形にまた考えていきたいと思っておりますので、ちょっと付け加えさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） ありがとうございます。

今回は質問しませんが、食品ロスと同じような感覚で、どうしても賞味期限があるものに対しては、備蓄品がそのまま放置されておれば、今、企画部長が言われるみたいに、そういったものも使用期間が限られておるということも意識を持っていただいておりますことも確認させていただきましたので、よろしく願いいたします。

また、その新聞の記事では、内閣府の研究所によりますと、全国的にはこのコロナ禍にあって、DVの相談とか、また自殺者が増加をしておるといような報告があったようでございます。当然、個人情報やプライバシーの保護の範囲で結構でございます。今の生理用品なんかを買えない子も、当市では今の段階ではないというお答えもいただいた上で、少しデリケートな問題でございますが、それだけ全国的には女性の方の社会的弱者といった方の相談事、今お話ししましたように、自殺または家庭内のDV、こういったことの被害を受けておられる方がたくさんというふうに書いてありましたけれども、当市ではどのような現状なのでしょうか、確認します。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま御質問にございました件でございますが、全国的にはDV相談が増えているとのことでございますし、先頃は県からの発表もあったところでございます。

そうした中で、当市におきましてでございますが、件数、相談人数とも、令和元年度におきましては117件41人の方、令和2年度につきましては84件34人でございますが、このうちコロナが影響していると明らかに相談された方については1件となっております。

しかしながら、この数字は単純に評価できることではございませんで、例えば在宅勤務などで、コロナによるDV相談が逆にしにくくなってきておりますし、しにくさの現れというような場合も考えられることから、引き続き相談しやすい体制を心がけていきたいと考えております。

また、少し言及のございました自殺の件についてでございますが、自殺者数についてですが、昨年度に当市では地域福祉計画を策定いたしました。そこに包含する形で自殺対策計画を策定いたしております。策定時に使用いたしましたデータとしては、2014年から2018年までの5年間で35人というのが直近のデータでございます。したがって、コロナ禍における動向ということにつきましては少し待たねばなりません。この計画の中では、生きることの促進要因の支援という項目を設けまして、特に自己肯定感であるとか、信頼できる人間関係の構築に向けて、関係機関や各種団体、庁舎内各部署が積極的に連携をいたしまして、適切な支援を行うというふうに定めておりますので、今後こういったことを踏まえまして施策を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今、御答弁いただきました。

また、この新聞の記事には、心の健康ということに関しては、例年とは明らかに違うというような見出しで書いておりました。今、健康福祉部長おっしゃるような、危害を加えられるとかいうこともそうでございますけど、本当に今コロナ禍で仕事がなくなったりとか、病気が重なったりとか、例を出せないですけれども、例年とは明らかに異なるという報告の中で、本当に緊急性を要する御相談事に対して、市はどのように対応していただいておりますのかという確認も、今の御答弁と同じようなことになるかと思いますが、私、今年文教厚生委員会に所属させていただいておりますので、実は児童さんとか生徒さん、厚生労働省の報告というか、調べでは、17人の1人の生徒さんが、ヤングケアラーといって家族の方の介護をしておられるようなことを伺いました。この質問は、本日昼から杉原克巳議員が御質問されますので、私はこのヤングケアラーの実態を今市として、当市の実態と現状について、これも非常にデリケートな問

題かと思いますが、把握がされておるのかどうなのか。それと、また正直なところ、これもなかなか表には出ない問題かと思いますが、まずは市の実態と現状について伺います。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 議員御指摘のございました心の健康という観点から、特にヤングケアラーについてお話をさせていただきますが、令和2年度実施の厚労省の関係の調査がございまして、これにつきましては、要保護児童対策地域協議会というのを私どもというか、全国的に設けておりまして、支援の要する御家庭についての情報共有を図っておる会議でございますが、その中での把握しているケースは1件でございました。この件については、現在も継続して関係機関がそれぞれの立場に関わりを持ちまして、子供たちの健全な成長を注視しているところでございます。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） この質問は先ほど言いました杉原議員にお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

さらにこの新聞では、こういった女性の悩みの深刻化というものに関して、今はジェンダー平等、男女共同参画が進んでいなかったことが、コロナの影響によりあぶり出されたという形で分析をされたというような記事でございました。

そこで、当市の男女共同参画、これは言葉だけで言って済まされる問題ではないと思いますけど、これの現実、どんなような形で進んでおるのか、進捗状況を伺います。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） まず、男女共同参画の推進条例のほうから説明させていただきます。

瑞穂市男女共同参画推進条例には、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市と市民、市民団体、教育関係者及び事業者の役割を明らかに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市と市民等が共に総合的かつ計画的に推進することにより、市における男女共同参画社会を実現させることを目的としているものです。これは平成23年4月1日施行されたものです。

その目的を達成するため、平成24年度に実施した瑞穂市男女共同参画社会づくり作品募集とか、ふれあいフェスタでの啓発活動を皮切りとしまして、平成25年には、瑞穂市合併10周年記念式典においても作品募集入賞者の表彰だとか、さらには男女共同参画に関する市民アンケート調査の実施を行いました。

平成26年度以降です。広報紙への男女共同参画に関するコラムの掲載を行っています。これは皆さん御存じですかね。1名、ちょっと半分ぐらいですかね、広報でいろんな市内の企業の方々に活躍してみえる女性を取り上げて、いろんなコラムを書いています。私はこ

ういうところで苦勞したとか、こういうところを助けていただけるといいなあとか、理解していただけるような社会になるといいなあとか、いろんなことを書いていただいています。こういうコラムも進めて、理解を広めているということもしています。

また、ワールドカフェというものをやっています。これは毎年6月に開催してきました。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症のため、感染防止を重視しないといけませんので、事業中止とさせてもらいましたけれども、今年度は瑞穂市男女共同参画推進条例施行から10周年を迎える年なんですね。ですから、学生さんと社会人とのワールドカフェの開催をしたりとか、朝日大学さんとのコラボレーションにて、さらには11月にパネルディスカッションを開催したいと今予定しております。これは、男女共同参画講演会ということになりますが、あとプラスアルファで展示会等も予定しているというところがございます。

例えばこのパネルディスカッションですけれども、テーマを今詰めている最中なんですけれども、議員言われるように、例えば子育て世代の支援において、一般的にはお母さんが子供さんと一緒に家におるということでいろいろな不安があります。特に瑞穂市なんかですと、転入された方が多いので、お友達が少ないとか、子供のことの成長が心配だとか、そういうことで不安を抱えている方々が多いです。そういう中で、育児中でも地域とつながれるような関係性を持つような、お母さんと子供さんの居場所をつくってあげるとか、あと育児休業明けから会社へ戻るといふときの就職支援ができるような社会の転換だとか、そういう意識改革をしていただけるようなパネルディスカッションになればいいかなあというふうに考えております。今までの男女共同参画の活動といいますか、推進状況についての御報告とさせていただきます。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 要は、本当にコミュニケーションが地域で取られているかどうかということが重要視されるのではないかなと思います。

時間もなくなってきましたが、もう一点、今コミュニケーションという部分では、地域のそれを支えるのは自治会であると思いますけど、当市の自治会の加入率だけ教えていただけませんか。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 令和3年度当初の自治会加入率といたしましては、68.6%でございます。近年低下傾向であるということで、これは県内21市の平均は67.8%でございますので、瑞穂市は若干0.8%ほど上回っているという状況になっております。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） よそと比べてどうかというよりも、60%台というのは本当にいろいろ難しい問題かと思えますけど、そういったことの地域のコミュニケーション、自治会の加入率もしっかり見ていかなければいけないというふうに思います。

時間がなくなりました。最後に市長のほうに、私は今質問させていただいたようなこと、こういうコロナ禍であって、閉鎖されたような時代にあって、市民の方のこういうお困り事なんかは市長に届いているのか、市長はマニフェストでタウンミーティングをたくさん開催されるということをおっしゃっていただきましたが、コロナ禍でなかなか開催ができないというふうに思いますが、最後の質問にも合わせて、今3年目に入られた市長の思いも含めて、最後に、瑞穂市民の社会的弱者の方の声もどんなふうに捉えておられるのかを確認したいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 森市長。

○市長（森 和之君） 若井議員からの御質問をいただいております市民の声をどう生かすのかというような御質問だと思います。

タウンミーティング、昨年から今年にかけて、新型コロナウイルスの影響で開催ができなくなってきております。今年度から今まで発刊しておりました分かりやすい予算書から、分かりやすい市政方針に変えて、校区単位で説明会、タウンミーティングを開催する予定でしたが、今年度はコロナ禍で見送りました。

4月の自治会連合会の皆さんが集まられたときにも、少しお話をさせていただいたんですが、自治会単位でこの市政方針などを説明する機会があれば、ぜひそちらからお申出くださいというようなことで、現在2自治会、1老人クラブから御依頼をいただいております。

今後は、ワクチン接種の状況を見ながら、今進めております公共下水道事業と、そして駅前の整備の方針などを併せた出前講座を設けて、自治会から御希望があるところへはこちらから出向いて説明をしていきたいということを考えています。

また、2点目の御質問にありました市民の声は届いているのかという御質問ですが、たくさん実は届いております。現在は伝達方法も多くあります。よいことも悪いこともすぐ私の元に入ってまいります。ショートメール、LINE、そしてメッセージなど、直接お電話をいただくこともあります。もちろん提案とか、苦情もあります。よいことも悪いことも、すぐに担当部署のほうに連絡をして対応しております。

御質問の中にありましたコロナ禍で貧困の市民の方の声ということになりますと、こちらについては、全く声は届いておりません。声なき声となっております。

国のほうでは、新型コロナウイルスの流行の長期化を踏まえて、政府も新たに新型コロナウイルスで生活困窮の自立支援金として、3か月で最大30万円の支給をするというようなことを、瑞穂市でも7月から申請を受け付けていきたいと思っております。今現在、社会福祉協議会のほうで緊急小口資金などの受付を行っておりますが、今回のこの自立支援金については、市役所のほ

うで受付を行っていきたいということを考えています。市の福祉生活課のほうで申請を受け付けて、そのときに、先ほど言われました生活に困っておられる方から声をということは、なかなか伺いしても聞こえてはまいりません。こちらのほうからアンケートを行うような形で、今現在どんなことに困っておられるのかなどをアンケートという形で、匿名でも結構ですので、いただきたいということを考えておりますので、長く答弁させていただきましたが、お時間の関係もありますので、この辺りで答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 今、市長がおっしゃったこのコロナ禍で声が届いていない。逆に、でも声なき声をこちらから探っていくようなお話もいただきました。ないわけがないというふうに私は思っております。それだけこの世界的なパンデミックの中で、日本のみならず、私たち人類が、生存している人類では初めての経験をしておるというふうに思います。

皆さんが手探りな状況の中で、先ほどお話したように、ヤングケアラーの方もそうですが、御自身に自覚のないような方もおられるということ、また市長がおっしゃったSDGsの視点でということに関しては、今手を打っていただけるということも聞きましたし、さらには誰一人取り残さないというのがSDGsの根本の考えでございます。行政サービスにしか頼ることができない方がたくさんおられる中で、いま一度、私たち議員もそうですけれども、行政の方も、しっかりとこの経験のないコロナ禍において、社会的弱者の方の声がしっかり届いて、そして手厚い保護ができるようなことをお願い申し上げまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（広瀬武雄君） これをもちまして、14番 若井千尋君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をさせていただきます。11時ちょうどから再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

9番 松野貴志君の発言を許します。

松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 議席番号9番 松野貴志です。

議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

また、大変お忙しい時間帯にもかかわらず傍聴にお越しくさいます、まずもって感謝を申し上げます。皆様の御期待に沿えるよう、精いっぱい質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

さて、新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました。感染者数は減少傾向になりつつありますが、変異株の感染拡大の懸念と、いまだ経済不安に悩まされる日々が続いております。さらに、これから猛暑による熱中症、また異常気象下の想定外の水害対策など、行政においては様々な負担を抱えながら苦闘の毎日をご過ごされておられ、職員の皆様の御苦勞を思いますと、ただただ感謝を申し上げる次第であります。

近年、近隣自治体では新庁舎の建設がラッシュであります。この5月6日には、隣町の岐阜市さんのほうで新庁舎が開庁いたしました。各務原市さんにおきましても、現在建設中であり、来年には開庁するものであろうと思われれます。また、御存じのとおり、岐阜県庁も急ピッチに新庁舎が建造されております。

当市瑞穂市も、新庁舎建設計画が進められており、昨年より何名かの議員が一般質問で内容や進捗状況を確認しております。質問については、瑞穂市新庁舎建設基本構想に関する質問や、3月議会でも新庁舎建設の候補地や事業手法等の質問がございました。

新庁舎建設は、誰かの一存や思いだけで決めることは断じてできない事業であります。新庁舎は、まちの顔であり、その整備に当たっては、平成31年3月に策定されました瑞穂市新庁舎建設基本構想にもあるとおり、瑞穂市全体の計画を見据えて進めるべきであります。これにより、瑞穂市の平成27年度策定の瑞穂市公共施設等総合管理計画、これは平成25年11月、国のほうからインフラ長寿命化計画の話があり、策定されたものでありますので、こちらとの整合性、また都市マスタープランにもあります上位の第2次総合計画、ほかにもJR穂積駅圏域拠点構想、こういった様々な構想に大きな影響が出るのは間違いありません。

特に防災機能拠点を有するとなれば、下水道事業、雨水対策事業をはじめ、緊急輸送道路である国道、県道、これにおきましては、県のほうで平成8年に緊急輸送道路の指定があります。こういった輸送道路の輸送手段の確認、さらには空から来る緊急時の物資等の不時着先と、その距離間の安全確保、また瑞穂市のハザードマップの一部変更等々、様々な構想、また資料等、予定等が変更となってまいります。

そして、避難先への移動手段、これは市道インフラの整備が必要となってきます。さらには災害時の機材の拠点整備、こういったものも必要であると考えます。

こういった様々な要素が必要となる以上、現在道路が寸断、また狭隘道路地域は理想ではなく、既存する道路上のエリアでの計画が必要と考えられます。各計画の見直しや変更が必須となる以上、供用開始が2032年と見込んでいる以上、もう11年しかありません。市民協働、市民の合意を得ながら進めていかねばなりません、働く市職員の意見もしっかりと聞かねばなりません。住民サービス、防災、緊急対応等々行うのは市職員の皆様であるからです。そのための環境整備とも言えます。我々議員も様々な角度から判断し、市民の声を聞き、根拠となる決定をしなければならない大きな事業計画であります。

今日は、これまでの市長、執行部の答弁内容の確認と今後の計画方針について質問させていただきます。各種様々な参考資料を用意しておりますので、明確な御答弁をお願いいたしまして、これよりは質問席にて質問させていただきます。

それでは、1つ目の質問をさせていただきます。

昨年の12月議会の一般質問で、瑞穂市新庁舎建設基本構想の内容について質問がありました。その折、候補地の評価方法に疑問を呈した議員の質問に対し、この基本構想は次の段階に進むための資料であり、ある意味、一つのたたき台として活用したいという御答弁がありました。

新庁舎建設基本構想は、市職員でプロジェクトチームを組織して作成したものと聞いております。新しい計画のその基となる資料を作るには、既に作成されている市の計画との整合性や地勢状況など、社会的動向も勘案しなければならない。随分と御苦労されて作られたものだとお察しをいたします。これがたたき台であれば、今後は市民や専門家の意見を取り入れながら、よりよい新庁舎となるよう十分協議を重ねていく必要がありますが、まずはこの新庁舎建設基本構想の内容で1つだけ確認したいことがあります。

それは、5ページにあります新庁舎の位置づけであります。平成28年に作成されました瑞穂市建物系公共施設個別施設計画、要は個別施設の計画でございますが、位置づけとして、穂積庁舎は、ほかの施設との統廃合を踏まえ、建て替えを検討、巢南庁舎は穂積庁舎の建て替えに伴い、行政機能を新庁舎へ移転し、移転後の巢南庁舎の建物には周辺施設を集約とあります。これは、捉え方によりますと、穂積地区に新庁舎を建て替えて行政機能を集中し、巢南庁舎周辺は周辺施設を集約するといったような文言に私は感じております。そうではなく、老朽化の激しい穂積庁舎は、周辺施設も含めた統廃合により施設総量の適正化を図り、まだ使用できる巢南庁舎には、周辺施設を集約して施設総量の適正化を図る。あくまで施設総量の適正化を図るための位置づけと理解してよろしいでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

これは、松野議員のおっしゃるとおり、施設総量の適正化を図ることを目指すものでございます。新庁舎建設に伴い、余剰施設となる巢南庁舎の活用につきまして、周辺の公共施設を集約し、施設総量の適正化を推進するものと御理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） ありがとうございます。基本的な解釈、言葉だけを見ますと、いろんな解釈をする方もおられます。私もその一人であります。

答弁を踏まえ、個人的には、この基本構想にある第1章から3章、新庁舎建設の必要性、新

庁舎の基本理念、基本方針、新庁舎の機能、規模については、おおむねこれでよいかなと私個人は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今後の課題は、新庁舎の建設位置、事業手法の確立、そして事業化に向けた取組であると私は思います。

そこで、新庁舎の建設位置について質問をさせていただきます。

3月議会で、同僚議員が候補地の想定と、その決定手段について質問をされております。市は、新庁舎建設の基本構想にある穂積駅周辺、巢南庁舎周辺、旭化成周辺を3つの大きなゾーンとして候補地地域とされております。ただ、これは先ほどもありましたとおり、たたき台の一つであるということであります。

また、今後市民や専門家による外部の検討委員会を設置すると。候補地もそこで決定をされていくものであるという答弁がなされております。答弁の内容は、去年の12月議会から何も進んでいないのが現状である、これは致し方ないと私は思います。まずは検討委員会の設置が優先でありますので、答えが出ないのは致し方がない。ただ、12月議会における新庁舎の質問の折、市長の答弁で気になる箇所がありましたので、お聞きいたします。

市長は、新庁舎に対する見解もしくは方針を問われ、要約すると次のように答弁されております。

今まで面で考えていた候補地を点で考えると。すなわち、場所を指定する候補地の選定に今は進んでいると。新庁舎建設の問題は財源であると。総務省から洪水や浸水などの災害対策として、例えば高台などに移転する。このときは国の支援がある。ただ、起債事業につきましては令和3年3月で終了するので、また引き続きその事業があることになれば、それらを活用し、庁舎完成を早めることも考えておられると。庁舎を市の中央部、高台に移転することを今の私の政策といいますか、庁舎に対する思いであると答弁されております。

それでは、質問させていただきます。

この中央部に、高台に移転とは、具体的にどこの場所を想定されているのか、お答えください。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

令和2年12月の市長答弁にもありましたが、庁舎を市の中央部に、まちづくりと一体に災害対策、水辺空間の創出の考えの下、高台へ移転するという考え方も庁舎建設の一つの可能性だとは思いますが。今後、現実的に建設場所として庁舎の建設が可能かを調査・分析いたしまして、そうした資料をもって、市民も含めました専門家らによる外部の検討委員会を設置し、建設位置など具体的な検討をしていただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[9 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9 番（松野貴志君） 私の質問は、あくまでも案というわけではなく、市長の御答弁を今回質問させてもらっております。

ですから、再質問させてもらいますが、もともとの私の御質問は、中央部に、高台に移転という市長の御発言がありました。お聞きしたいのは、この中央部に高台というのはどこにあるのか、お聞かせください。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 高台というのはございません。議員御承知のように、ハザードマップにおきまして、瑞穂市全体は千年に一度の水害によりまして全て浸水いたします。ですので、高台というのは、どちらかというところと造形してという形を考えられると考えております。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9 番（松野貴志君） ということは、中央部の高台というのではなく、盛土も含んで、高い建築物で防災機能ということを考えられてみえるというような考え方もあるという一つの案としてということで、そういった解釈でよろしいか、もう一度確認をお願いします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員おっしゃるとおり、一つの案として提示をさせていただいていると思います。これにつきましては、外部におきます検討委員会におきまして御審議をいただく一つの案として提示をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9 番（松野貴志君） それでは、大体の確認が取れましたので、次の質問に移ります。

高台とは、あくまでも自然地形、そういったことを一般的解釈ではなされております。恐らく皆様も御承知のとおりだと思いますが、高台の定義というものは存在しませんが、言葉の解釈としては、海拔ゼロメートルから15メートル、20メートルの高さを指すと言われております。ですから、当時の市長の御答弁におきましては、高台という解釈ではなく、あくまでも防災機能をしっかりとして有した、なるべく機能が果たせるような土地であるという解釈でよい、もしくは案の一つであるというようなお答えをいただきました。

それでは、一つ別の観点から。では、盛土のように人工的に造られた高いところは、高台として認められるのか認められないのか、御答弁をお願いします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 人工的などということですが、市長の答弁にありました起債事業として、盛土でも高台が解釈されていたのかどうかというところは、詳細な検証はしていませんが、今後現実的な建設場所などにつきまして、庁舎が建設可能かを調査・分析して、そのような資料をもって、検討委員会において建設位置などを具体的に検討していただきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 恐らく市長の御答弁にありました起債事業、これは市町村役場の機能緊急保全事業といったものを指してみえると思われれます。この中のページを見ていきますと、高台移転という文言はほとんど出てきません。ただ、防災機能等々を有するところで移転という部分においては、高台が理想であるということと、もう一つは、やはり防災機能という観点から、盛土についても、これは認められております。

この起債事業につきましては活用されていないということでもありますので、これから調査、検討に入っていくのであると私は思いますが、現段階でも盛土ということではなく、防災機能拠点を有する移設であれば、どこの場所に移設しても問題はないという回答をいただいております。

それでは、それを踏まえまして、4番、少し重複する部分がありますが、市長が総務省で説明を受けた高台移転の起債事業はこの3月で終了しております。もし、この事業を受けていた場合、どの程度の交付税措置が見込めたのか。また、同様な起債事業を併せていくと、ソフトな補助金事業等々も出てくるかと思いますが、そういったことは今後もあるかどうか、お考えなのかお聞かせください。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） この市町村役場機能緊急保全事業につきましては、業務継続の確保のために行う洪水浸水想定区域等からの本庁舎の移転事業も起債の対象となっております。その財政措置は、事業の90%以内で地方債を発行でき、交付税措置として事業費の75%を上限に、その元利償還金の30%を基準財政需要額に算入できます。具体的に借入れする金利によりますので、数字は申し上げられませんが、元利償還金の30%が算入されるということは非常に有利な起債であったというふうに考えております。

今現在は、同様な起債事業はございませんが、また今後同様な起債事業が再び出てくるのであれば、建設候補地の検討材料の一つとなり得ますので、常に情報収集を行っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[9 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9 番（松野貴志君） それでは、補助金と起債事業の違いについて私なりの解釈というか、理解をしている程度のお話を説明させていただきますので、これが正しいかどうかの確認もしたいと思います。

補助金は、実施した事業の事業費、2分の1とか、3分の1とかの補助を受けるものであるという認識をしております。起債事業は、事業を実施するに当たり、いわゆる借金、これを起債といいます。起債をした場合、その利息分や借金元本分等の必要経費を認め、交付税の算入基礎額に加えると。交付税措置は、全額収入されるわけではないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ほぼほぼ議員お見込みのと通りの御解釈で結構だと思っております。

[9 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9 番（松野貴志君） それでは、これらも踏まえて質問を続けさせていただきます。

もう一度市長の御答弁のほうへ戻りますが、市長は、高台移転、御自身の政策とまで言い切られております。また再び、今御説明のあった起債事業があれば、新庁舎の完成が早まることもあると言われておられます。これは、起債事業を受けられるのであれば、市長の一声で、高台に新庁舎を移転、すなわち候補地の決定ということになるのかどうか。そうではなく、あくまでも今の御答弁にありまして、候補地の一つとしてのスタンスなのか、その辺り市長から御答弁をお願いします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えします。

今現在でございますが、新庁舎建設位置検討資料作成委託業務の発注の準備をしております。その調査・分析した結果に基づきまして、市民も含めました専門家らによる外部の検討委員会を設置いたしまして、建設位置などの具体的な検討をしていただきたいと考えております。そして、その委員会の答申をもちまして、庁舎の建設位置の候補地などを考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

[9 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9 番（松野貴志君） それでは、ちょっと関連で質問させていただきます。

今の御答弁ですと、やはり検討委員会等を設置して、そこで候補地を決めていきたいというお話であります。これは12月も3月も含めてそうなんです、そういった御答弁が執行部から

出ておられます。ただ、やはり気になるのは、高台移転というお言葉を使って、市長のほうから御自身の政策であるとまで言い切られておられます。これにつきましては、市長御自身の御答弁であると思われまので、今回の執行部の御答弁を踏まえながら、あくまでも案として、その辺り市長がどう考えてみえるのか、ここは市長がお答えください。

○議長（広瀬武雄君） 森市長。

○市長（森 和之君） 松野貴志議員から、瑞穂市の新庁舎の建設の構想についての御質問をいただいております。

私が12月議会に広瀬守克議員のときにお答えしたのは、この役場機能の移転の緊急保全事業があれば、高台に移転できるという一つの案を提示しただけで、私が一番に考えておりますのは、地方自治法に規定しております市民の皆さんの利用にとって一番便利なところというのを一番に考えておりますので、一案ということで御理解をしていただければと思います。

〔9番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 本当に市長のおっしゃるとおり、あくまでも一案ということですので、あれはたしか新聞記事までになってしまったというのを私は記憶しております。それで、多くの市民の皆様が誤解を招いているケースもあると私は聞いておりますので、今回の質問をさせてもらっております。

新庁舎の建設は、起債とか、交付税措置等だけが全てではないとは思っております。場所によっては、アクセスのためのインフラ整備についても多大な費用が必要になってくる場合もありますし、利便性の悪さが市民の負担増を増すことも十分に考えられます。目先のこれからどうなるか分からない起債事業を待つのではなく、総合的な財政負担を考えて、ここは慎重に進めていっていただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

新庁舎建設計画に欠かすことのできない検討委員会についてお聞きをいたします。

新庁舎建設基本構想にもあるとおり、新庁舎建設に関して、市民協働の推進体制、市民の合意を得ることが必要であると書いてあります。そのための手順として、検討委員会での審議が不可欠であると。市民の意見は千差万別でありますから、できるだけ多くの市民の意見を聴取して、それを踏まえて審議のほうを進めていく必要があると私は考えます。パブリックコメントや審議会の設置はもちろん行うと思いますが、やはり市民の生の声をぜひ聞いていただきたい。できるだけ多くの地域でタウンミーティングを開催することはできないのかどうか。

そこでお尋ねします。

この新庁舎建設に関する検討委員はどういった体制を考えているのか、お答えをください。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員のおっしゃるとおり、新庁舎建設に市民の方の合意は欠かせないものだと考えております。新庁舎建設については、今後、建設位置の候補地の選定や基本計画を策定する検討委員会の委員といたしまして、今想定しておりますのは、有識者の方はもちろん、市民団体などの代表者や市民公募によります方にも御参加をいただきながら審議をお願いしたいというふうに考えております。

また、検討委員会で審議を行っていただき、さらに市民説明会も行いまして、市民の声が、たくさんの声が反映された形で、建設位置の候補地などを考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） これは私の私見でもございますけれども、市民協働をどのように進めていくのか、これは極めて難しいと。市民の合意、これは各校区によっても様々な意見が出てきます。偏らないような検討委員会の設置が望まれておられますので、識見を有する方をはじめ、その辺りはしっかりと公平性が担保されるような方をぜひ選んでいただきたい。また、市民団体の皆様におかれましても、どこの団体に所属していようとも、やはり各校区の代表には違いありません。ですから、市民の合意という中では、なかなかこの検討委員会、非常に難しいと私は思っております。

あくまで私見で申し上げますと、この検討委員会そのものは、行政の職員の皆様にもしっかりと入っていただきたい。これは市民の皆様が、第2次総合計画をはじめ策定されておられます。緊急防災もこれから策定されていきます。そういった中で10年、20年を見据えた計画を立てているということは、それに即した新庁舎建設が必須になってくるというわけでありまして、そういった今現在進められてみえる、策定されてみえる計画等々も踏まえて、職員の皆様もしっかりと参加をしてもらって、市民の皆様に納得をしていただけるような検討委員会の設置を望んでいるものであります。

いずれにしても、タウンミーティングや意見交換会といった下部の部会等々も、いわゆる市民の皆様と行政の今進めている内容そのものを発信していく場もしっかりと考えてもらいたい。これは、決定事項を市民の皆様に発表しても、やはりそこではどうしても反発が生まれてしまう。根拠となるものをしっかりと示した上で、丁寧にその辺りは意見交換を行っていただきたいと私は思っております。

それでは、次の質問に移ります。

これも3月議会で質問がありまして、費用面であれば、PFI方式で建設手法も探っていくと御答弁されております。いわゆる官民連携といいますか、民間の活力を活用していくと。さらには、民間の資金、民間の持つノウハウ、こういったものも活用して、公共事業手法につい

でも視野に入れていくということであろうかと思われま

す。では、この手法をどの時点で導入していくのか、庁舎の候補地が決定した後に考えていくのか。そもそも新庁舎は、行政の機能のみを持たせた公共施設なのかどうか。それとも、商業施設などを併用した複合施設とすることを念頭に置いているのかどうか。民間活用を最大限に活用するには、民間事業者に企画案を出していただく、これが一番早いと私は思っております。私は、候補地をある程度限定して、民間による企画競争といいますか、PFIコンペを行うべきではないかと考えます。

そこでお尋ねいたします。

市が考える事業手法を具体的にお聞かせください。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） PFI事業の可能性につきましては、令和元年度に民間企業へ市場調査としてアンケートやヒアリングを行いました。調査内容といたしましては、PFI事業の実績、公共施設の建設実績、建設位置についての意見、建設用地に求める条件、維持管理を含めた民活型事業の対応の可能性、維持管理期間や民間収益施設の可能性などについてです。

ヒアリングの中で、PFI方式の場合は民間施設と一緒に考える必然はないというような御回答もありました。市内の場所を問わず、庁舎単独でも可能性はあるということでもございました。設計、建設、維持管理費など民間への発注する部分をトータルで考えた中で、従来方式よりもメリットが大きくなれば、また検討委員会などで検討していただきながら、採用する価値はあるのではないかとというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） まさにおっしゃるとおりだと思います。検討委員会の設置に伴って、やはり民間の活力を活用していく、これこそが民意であるという捉え方もできますので、やはりPFI方式のコンペ、もしくは参画企業、コンサルタント、そういったことも含めて、いろんな案を、市民のほうから、市民団体、もしくは企業さんのほうから出していただく。この上で、検討委員会のほうで協議をして進めていく。これであれば、市民の方々は校区関係なく納得されていくと私は思っております。

そこでもう一度、これは検討委員会を設置するに当たり、行政の皆様にも申し上げておきたいのは、なぜ私が先ほど職員の皆様も必要かといいますと、やはりそれら民間の皆様の御意見を聞きながら、さらには職員の皆様が計画されてみえる計画等々を併せていく。これをやらないと、新庁舎が例えばここから半径500メートル以内のどこかに移動になったとしても、ほぼほぼ全ての計画が変わります。道路の整備についてもそうですし、防災・減災についてもそうで

す。避難場所、そういった関係も全部そうです。ですから、検討委員会の中に民間の活力を活用していきながら、市民の皆様に発信をしていく。さらには、行政の皆様、職員の皆様の生の声そのものを反映させていく必要があると私は考えております。そういった方式を進めていただけるというような御答弁がありましたので、ぜひともこれからの検討委員会の在り方を検討していただきたいと思います。

では、最後の質問に移ります。

今も申し上げさせてもらいましたが、建設候補地に関する市の考え方です。また、事業手法に対して、私の提案も含め、公民連携に関する市の方針はお聞かせいただきました。新庁舎計画は、基本構想の庁舎等の在り方を見ておりますと、庁舎整備だけでなく、瑞穂市の全体計画も踏まえて整備を進める必要があると記載されております。これは、公共施設マネジメント推進というためとあるわけですので、主に施設総量の適正化の観点から書かれたのではないかと私は理解しております。もちろん施設総量の適正化は大事なことであり、私は認識しておりますが、不要な施設は、この際、思い切って廃止しなければ、維持管理費がその後も積み重なっていき、と私は思います。新しい施設ができるまでは、古い施設の統廃合を速やかに行うことで財政負担を減らすことにはなりますが、やはり老朽化の激しい古い施設に関しましては、その際、廃止をしていく、もしくは運営をやめていく、さらには民間に移譲する、そういった手法もあるかと思っております。

新庁舎建設を行う場合は、あくまでもアクセス道路、近隣自治体や駅をつなぐ幹線道路、また土地の有効利用や企業誘致など、もっと総合的な観点から、瑞穂市全体計画を踏まえて整備を進めていただきたいと思います。まちの顔と言える庁舎を中心に、都市計画マスタープラン、総合計画等も発想が大きく変わってくると私は思います。

今年度は、新庁舎建設場所検討委員会を設け、建設候補地、予定地の決定のための資料作成が予算化されております。これは、今年度内には土地が決まってくるということであると私は思います。場所の決定には、いろんな評価項目を検討する必要がありますが、大きな要素となるのは、その財源であると思っております。瑞穂市の全体計画を踏まえるという意味では、建設費や土地取得費だけでなく、道路などのインフラ整備費も加味した比較検討をしていただきたいと思います。できれば、新庁舎建設による経済効果も示していただきたいと思います。できれば、新庁舎建設による経済効果も示していただきたいと思います。できれば、新庁舎建設による経済効果も示していただきたいと思います。できれば、新庁舎建設による経済効果も示していただきたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員御指摘のとおり、新庁舎の建設に当たりましては、建設費、土地取得費のみならず、その周辺の道路などのインフラ整備なども必要となる費用であります。

その財源をどう賄うかというのは大きな課題だと思います。また、一方では、まちの顔としての新庁舎がもたらす経済効果につきましても見過ごせないものはあると思います。

市のまちづくりの基本的な考え方として、市のまちづくりの方針となる瑞穂市第2次総合計画では、都市拠点や地域拠点を核とした集約的都市構造を目指すこととしています。また、都市計画マスタープランでは、多様な交流を創出する市民交流拠点としての役割や防災活動拠点としての役割が必要であります。この方針を基に、市庁舎の基本理念や基本方針を踏まえて、新庁舎建設の候補地を検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 森市長。

○市長（森 和之君） 松野議員の新庁舎の建設の思いについてお答えをさせていただきます。

私は、まず1点目、先ほど申しましたが、どうしても高台とか盛土でなければならないという考えは持っておりませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

先ほども申しましたが、地方自治法の規定には、地方公共団体の庁舎は市民、住民の利用に最も便利な場所でなければならないというような規定があると思います。そして、先ほど来松野議員がおっしゃられておりますまちの全体計画、そして市民の皆さんの意見、そして私は防災の拠点となる庁舎となると思うということは、庁舎は市民の皆さんの心のよりどころになると思っております。

今日、松野議員、たくさんの御提案、御意見をいただきましたので、それを参考にさせていただきます、今後庁舎の問題というのは大きな問題になります。本当に庁舎がこの場所から移転するという事になれば、議会の議決も2分の1ではないと理解をしておりますし、その辺りについても、しっかり市民、そして議会の皆さんと協議を重ねながら、今年度中にその場所が決定するところまでは、私は至らないかもしれないと思っておりますが、重大な問題だと思っておりますので、御理解をしていただき、また今日の御意見、そして御提案をしっかり結びつけていきたいということを思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

[9番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） まさに市長のほうから、新庁舎に対する思いのほうはお聞かせいただきました。

私も同様に、新庁舎というのはこれからの瑞穂市の顔であると思っております。市長がおっしゃるとおりの防災、心のよりどころ、そういったことも踏まえながら、まちづくり全体をしっかりと考えて、検討委員会等でしっかりと判断をしていってほしい。

再三、何度もお伝えしておりますが、市民の合意を得るには、やはり市職員の皆様のしっかりとした計画を反映させて御説明をしていただく、これが一番早いと思っております。候

補地だけでも、恐らく様々な問題点が出てくると私は思っております。簡単に言えば、私だつて新庁舎の場所はここがいい、あそこがいいという案は当然持っております。しかし、やはり根拠となる裏づけをしっかりと取らないと、ただ単に新庁舎をあそこへ持っていけばいいという判断ではなかなかできないと思っております。新庁舎の位置によっては、各学校に対しても、こういった避難所設置を持っていくのか、避難経路、物資の搬送、そういったことも必要となってきます。やはり市長が目指されてみえる瑞穂市の顔としての新庁舎を、行政の皆様をはじめ、我々議員も全力で協力していきますので、それによりまして、市民の皆様からしっかりと合意をいただけるような、誰もが納得するような新庁舎をしっかりとお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） これで、9番 松野貴志君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩いたします。午後からは、13時20分からお願いいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時20分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

11番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 皆さん、こんにちは。

傍聴の方、日中お忙しいところ一般質問に御聴講いただきまして、本当にありがとうございます。最後までよろしくお願いを申し上げます。

私、議席番号11番、みずほ令和の会の杉原克巳でございます。

ただいま議長より質問の許可を頂戴いたしましたので、通告どおり質問をさせていただきます。

今回は、テーマといたしまして2つを用意いたしております。

1つは、持続可能な財政運営と安定財源の確保ということで、その内容は、1つは財政調整基金の積立ての方法と運用の仕方、そうしまして2つ目には、臨時財政対策債の考え方というものでございます。

これは、地方自治体が行政のサービスを行う場合に、必要財源が不足した場合には国より財源の調達ということで、地方交付税というのは一般的に頂戴をするわけでございますが、2011年から国も財政上なかなか逼迫しておりまして、形は変えまして折半ということで、地方交付税と、そうしまして臨時財政対策債という名の下に2本立てで我々の地方自治体のほうに交付金を頂戴いたしておるわけでございます。

そうしまして、3つ目には、安定的な自主財源の確保ということで企業誘致の在り方という

んですか、現在どうなっているかと、これは私、令和元年3月の一般質問で当時の都市整備部長に適地計画ということで7か所リストをしていただきまして、その後どうなっているかということで、そこら辺のフォローも併せまして、この問題といたしまして3つの大きな問題というようなことで、質問をこれから質問席でさせていただきますから、よろしく願いをいたします。

では最初に、持続可能な行政運営のための安定財源確保について質問をさせていただきます。

昨年年初来、新型コロナウイルスが世界規模で拡大をいたしまして、今日、1年半ほどの経過はいたしておりますが、ここに来ましてようやく新型コロナワクチンの接種ということが、世界的にも、日本国内におきましても逐次その接種が実行されてきておりまして、岐阜県におきましても5月7日にまん延防止等重点措置に切り替えられまして、この6月20日にまん延防止措置も解除に至っております。

ようやく新型コロナの予防ということで接種が高齢者から一般の市民の方、これは年齢制限もございますけど、医療関係者を終えまして、ようやく昨日か一昨日ですか、要するに職域のほうでの接種、それから大学のほうでも接種が始まっているというようなことで、今後は18歳以上64歳以下の方の接種が始まろうとしておるようなわけでございます。

このような環境におきまして、では経済のほうはどうなっているかということになるわけですが、皆様方御承知のように、昨日もテレビでやっておりましたんですけど、要するに業種間で業績の格差が顕著に表れてきておるというようなことで、政府は2年度から今日まで各省庁における支援事業が総額といたしまして65兆円に達したというような記事を私は目にいたしました。

それに伴いまして、各地方自治体も種々の支援策を打ち出しておるようなわけでございます。その財源は、今申し上げました財政調整基金を使用しているのではないかなあというふうに思っておるようなわけでございます。

ちなみに先日、中日新聞が5月31日現在で、都道府県ベースでいきますと、東京都が財源、19年度末に9,345億円の財政調整基金がありました。これが20年度末にはほぼ4分の1の2,511億円に減ってきておるというようなことでございます。東京都はスケールも大きゅうございませし、また支援もいろんな種々にわたりましてやっておられますから当然そのようなことではあると思いますが、我々地方の自治体におきましても、やはりこの財政調整基金を要するに財源といたしまして、いろんな支援策を行っているようなことだと私は思っておるようなわけでございます。

それで、ここで質問に入るわけですが、まず財政調整基金の運用につきましてちょっとお話をさせていただこうと思っております。

この基金は、自治体が黒字になった年度に決算剰余金を積み立てておきまして、収入が不足

した場合や、あるいは災害等で有事の際にそれを放出いたしまして財政の均衡を図るためにつくられた制度であるというふうに私は理解をいたしております。要は自治体の貯金であるわけでございます。

さきに総務省が全国の自治体に対して行いました地方公共団体の基金の積立て状況等に関する調査によりますと、決算状況を踏まえて可能な範囲で積立てをするのが地方自治体の76%ということで、これが最も多いということで、次いで標準財政規模等の一定割合とする自治体が22%となっておるということでございます。この一定割合と答えた自治体のうち、その標準財政規模に対しまして5%から10%以下のところが39%ということでこれが最も多く、次いで10%から20%以下が38%となっているという結果が出ております。

ではここで、標準財政規模とはどういうものかということでございますが、一般財源の標準的な収入見込額を言うのでございます。具体的に申し上げますと、標準税収入額等ということで、これは市民税、固定資産税、たばこ税、地方消費税等交付金に、あとは普通交付税額プラス臨時財政対策債発行可能額というふうに言われております。

そこで皆様方に、行政と執行部と、それから議員の方にはタブレットでデータが出ておると思いますけど、傍聴者の方は資料をお渡ししておりますから、この資料を見ていただきたいと思っております。

そこで、まず下のほうに本市の財政調整基金の推移ということで、平成28年度から5年間、年度別の瑞穂市の財政調整基金の推移をここに記載いたしております。28年度が25.9億円から29年も同じと、それから令和2年度が23.8億円ということで積立てをいたしておるわけですが、ここで質問をさせていただきますが、本市は財政調整基金の積立てについてどのようなお考えを基に積立てをしておられるか、最初の質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、杉原議員の質問にお答えいたします。

決算余剰金については、地方自治法第233条の2のほか地方財政法第7条において余剰金の2分の1を下らない金額を積立て、または繰上償還の財源に充てなければならないと定められております。

財政調整基金については、収入不足や災害有事の対応等、財政の均衡を図るための基金であることについては議員御理解のとおりでございます。

当市では、財政調整基金の積立てについての考えは、第2次総合計画後期基本計画において目標指標として定めております。第2次総合計画後期基本計画の共通目標、持続可能な都市経営のまち、②財政運営の中で、標準財政規模に占める財政調整基金残高割合を20%以上とする目標指標を定めております。令和2年度末の財政調整基金の残高は23億7,999万1,303円で、同

年度の標準財政規模の20.87%となり目標指標を達成しております。

今後も第2次総合計画後期基本計画に定められたこの目標指標を下回らないように、計画的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では続きまして、今度は上段にございます資料でございますが、これは令和2年度ですからちょっと2年前になるわけでございますが、県内の財政調整基金率の高い自治体ということで、トップが高山市ということで、人口と財政調整基金と、そうしまして標準財政規模、それから一番右に基金率ということで財政調整基金を標準財政規模で割った値を出しておるわけでございますが、これはちょっと本巣市までは上位なんですけど、瑞穂市は該当の市でございますから出していただきましたんですけど、このような状況になっておるといことで、ここで皆さん見ていただきますと、高山市が要するに財政調整基金が237億円、標準財政規模が274.2億、基金率が86.4%というような、当市におきましては異常値という捉え方になるかと思うんですけど、私も細かく調べればよかったですけど、たまたま地方交付税がじゃあどのくらいあるのかなあといことで、地方交付税をちょっと調べましたら、この年に120億もらっておるんですね、高山市がね。当市はどれだけですかね、20億ちょっとくらいやないですかね。ちょっと私データを持ってきていないんですけど、そのようなことで、あと標準財政収入も、別途ちょっと今日は資料をここへ持ってくるのを忘れまして説明できないんですけど、財政も非常に豊かな市になっておると。要するに観光都市ということで、財政的にも非常に豊かではないかなあといことで、飛騨市も下呂市も何かそのような感じはするわけなんですけど、各務原市は要するに工業都市、関市もそういうことだといようなふうで、それぞれの都市がそういう特色を持って都市計画を打たれて、それに見合う財政収入が得られておるといふうには私は思っておるようなわけでございます。

そこで、次の質問なんですけど、当市も今後大型の事業計画が予定をされております。そのためには特定目的積立金というのが当然今うちの場合もやっておると思います。これが118億特定目的積立金があるわけなんですけど、今後の大型のビッグ事業になりますと、とてもやないですけどこれだけでは特定目的積立金から、第一義的にはやはりそれを使用するということになるわけなんですけど、どうしてもその場合に今質問いたしております財政調整基金というものを原資に頼らざるを得ないというふうを考えておるわけでございますが、その補填ということをもし何かいい方法を考えておられましたら、ここで御紹介をいただければと思っておるんですけど、総務部長、よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 大規模な事業が起こった場合どうなるかというような御質問だったと思いますが、標準財政規模に対する財政調整基金の各自治体における割合の違いにつきましては、各自治体によって予算規模や財源の種類と規模などにより、財政政策等の考え方が違っており、将来的な人口や財源の状況により異なるものであると考えます。

先ほど議員おっしゃって見えましたが、財政力指数につきましては、瑞穂市は0.78でございます。ちなみに高山市は0.53、飛騨市におきましては0.31と、ほかの例に挙げられた2市に比べまして瑞穂市は財政力がそれなりにあるというまちでございます。

あと収入の主なものとして、地方税につきましても歳入の構成比率が、瑞穂市は39.4、高山市は27.1、飛騨市におきましては16.0と。逆に地方交付税にいきますと、瑞穂市は11.7%、高山市は25.5%、飛騨市におきましては33.6%、これはいずれも令和元年度の決算内容でございますが、そのように各市におきまして財政の状況が違っております。それによって将来的な人口の減少とか歳入の不安定にならないようにというところで財政調整基金のほうを積み立ててお見えになるという政策の違いではないかと思えます。

御承知のとおり、今後、大規模事業が計画されております瑞穂市では、庁舎建設基金、下水道事業対策基金の特定目的基金を設置し、毎年約3億円の積立てを計上しております。今後、大規模事業に対しましては、積立てによる計画的な財源を図り、各年の財政運営では、さきの総合計画の目標指標を下回らないように財政調整基金の残高を管理していき、今後も引き続き計画的かつ慎重な財政運営を目指したいと考えております。

以上で答弁を終わります。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 確かに今財政支出が76.8%ということなんですけど、これは裏を返せば、こんな言い方をしたら大変失礼かと思うわけなんですけど、例えば社会インフラ等に関しましてもなかなか当市のほうは、また後ほど企業誘致のところでもお話をさせていただきますけど、何か当市は蚊帳の外に置かれているような感じだというようなことで、先般も私のところに、ある市民の方が新聞を持ってこられて、杉原さん、これどうなっておるんじやと、もう本巢市は企業誘致に8か所を指定しておるが瑞穂市はどうなっておるんだということで、コピーを持って見えましてなんですけど、そのようなことで市民の皆様も非常にそういう点では関心がございます。要するにまちづくりを本当に真剣に、当然真剣にやっておられると思えますけど、より今後も積極的にやっていただきたいというふうに考えております。

高山市とか今下呂市のお話もございましたんですけど、それにはそれなりの見込みがあるからそういうことでいろんな指数も下がっておるんだけど、財政的にはそんなに困っておられないというふうに私は考えております。

では、次の質問に行かせていただきます。

次に、臨時財政対策債についてでございます。

地方自治体の借金である公債は、大きく分けまして建設公債と赤字公債に区別をして考える必要があろうかと考えております。建設公債といいますのは公共施設、例えば道路、橋、上下水道、小・中学校などを建設するために使用される借金であるというふうに認識をいたしております。これら建設公債は、公共施設を建設するメリットは将来の世代に及ぶため、公債の償還期間を施設の耐用年数に合わせ、建設費用を世代間で分かち合うのが合理的であるというふうに言われております。つまり建設公債は、世代間の財政負担の公平を図ることのできる借金であると私は考えております。

一方、赤字公債は、財政赤字を埋めるために起債する借金であると認識をしており、地方自治体におきましては、人件費や生活保護、児童手当などの負担金に使われることが多くなっております。つまり将来の世代にとってメリットがないものが赤字公債だけで、償還義務を負うだけだというふうに私は考えておりました、この赤字公債というものは、私は、言葉が悪いんですけど、悪い借金というふうに意味づけております。

したがって、公共施設を建設する財源にする場合を除いては、財源は地方債ではなく地方税や地方交付税などの地方債以外の財源で賄うのが私は大原則であるのではないかというふうに考えております。

そこで、次の2ページ目の資料を皆さん見ていただきたいと思いますが、市債残高推移表というのが裏面にありますけど、ここに出ておりますけど、通常債と臨時財政対策債と合計ということでございますが、ここで見ていただきますと、まず直感的に言いまして臨時財政対策債というのが平成27年度から80億円台の前半でずうっと推移をしておることが明白であらうかと思えます。

そこで、では臨時財政対策債とはどういうものかということを理解していただくためにちょっと説明をさせていただきます。

先ほども私お話をさせていただきましたが、地方自治体行政が標準的なサービスを行うために、歳出に対する財源不足である場合、国から自治体に地方交付税が交付されることになっております。ところが、地方交付税の原資が全国の自治体で必要とされる地方交付税の必要額を大きく下回る状況が現在恒常的に続いております。このため地方財政支援の一環として国が考えましたのが、自治体の財源不足額を国と地方で折半し、地方負担分を臨時財政対策債で補填することになっておるようなわけでございます。

2001年度に臨時財政対策債というネーミングで実はこの項目が発生したわけでございますが、それ以後、大半の地方自治体におきましては、地方交付税と臨時財政対策債をうまく組合せをいたしまして行政サービスの経費を賄っているのが現状かと思うわけでございます。

そこで、総務省はこの臨時財政対策債の元利償還相当額については、その全額を地方交付税の基準財政需要額に算入し、交付税で措置をすることに実はおこなっているわけでございます。

学者の先生は、この臨時財政対策債というのは借金だよと、それから国及び地方自治体の方々は、これは地方交付税ですよということで見解が分かれるわけですが、私はこの臨時財政対策債といいますのは、後年度に地方交付税で措置されるとはいえ、債務の返済をするのは、地方自治体が起債を発行するわけでございます。要するに、これは建設公債とは異なりまして赤字公債の一環だというふうには私は位置づけをしておるわけですが、その件につきまして行政はどういうふうにお考えになっておられるか、ちょっとひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えいたします。

臨時財政対策債につきましては、議員がおっしゃったように平成13年から臨時的な措置として、国の制度として発足したものでございます。

臨時財政対策債の元利償還金の相当額が、その全額を地方交付税に措置されること、債務の返済については発行体の地方自治体であることは議員御指摘のとおりでございます。臨時財政対策債は、地方財源の不足に対応するため、地方財政法第5条の特例として発行されるものであり、臨時財政対策債の元利償還金相当額が地方交付税に措置されることは、交付税の算定において基準財政需要額と基準財政収入額の差である交付基準額に対して、地方交付税として交付される金額の差額を臨時財政対策債として国において各自治体の発行可能額を決定しているためでございます。

このため、起債の発行の有無にかかわらず、交付税に算定されることを鑑みれば、臨時財政対策債の発行額を抑える努力が望ましいこととなり、議員御指摘の起債残高の抑制のために、歳出抑制による財源負担の軽減や繰上償還が必要となってまいります。しかしながら、当市の令和元年度の実質公債比率は0.6であり、早期健全化比率である25を大きく下回っております。財源の厳しい中、起債残高、公債費の動向を注視していくことは重要であると考えますので、引き続き計画的に財政運営をしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 次の質問と、今の臨時財政対策債の発行とのことにつきましてちょっとお話をさせていただこうと思うわけですが、今総務部長のほうからも、要するにない袖は振れぬということで、やはり収入をいかに確保するかということでございます。

それで、次の歳入面の予算を見ると、それから歳出面の予算の主な自主財源の推移と主な依

存財源の推移、それから歳出面の予算表、これを次にちょっと見ていただきたいと思うわけ
でございます。

では、質問させていただきます。

これは次の安定的自主財源確保のための施策についての質問とのリンクということでちょっ
と御説明をさせていただきます。

今3表、実はここに出しておりますが、この中で私は注目といいますか、留意すべき点が3
つほどあるのではないかなあというふうに思っておるわけでございます。

1つ目は、自主財源の中の年度別推移を見ておきますと、これは予算でございますから何と
も言えませんが、令和3年度はまだ始まったばかりですから、そういうことで令和3年度の
数字を基にということになりますと、やはり過去の年度は予算を持ってこなくてはならないと
いうようなことで、あしからず御了承をいただきたいと思えます。

ここで、令和3年度は2年度の後半から財政収入ということが非常に逼迫しておるというこ
とで、予算設定も、要するに市税のほうも令和2年度より令和3年度が減っておるということ
で、一番下の欄に前年対比で2億2,600万の財源不足が発生しますよということが一つの項目
として留意、要するに指摘すべき事項やないかなあというふうに思っております。

2つ目には、自主財源の中で市民税と固定資産税、この項目も実は見ていただきますと、要
するに令和3年度におきまして、これも同じく固定資産税のほうの方が市民税よりも若干上回っ
てきておるということで、これは、今勤労者、労働環境も非常に厳しゅうございます。そうい
う意味から言いまして今後も高齢化というものが進みますと、どうしても市民税のほうが減
少幅が大きくなるのではないかなあというふうに思っておるようなわけでございます。固定資
産税も減少ということになりますと、要するに減価償却対象資産というものは減少しますが、
さほど個人収入に比べて減少は少ないのではないかなあというふうに思っておるようなわけ
でございます。

そうしまして3つ目には、歳出面の中で、これは民生費だけをちょっとピックアップして捉
えました。ここを見ていただきますと、民生費が令和2年度が70億8,000万、それから令和3
年度が、これも予算でございますけど、73億3,600万ということで、民生費の前年対比でいき
ますと、103.4%、103.6%ということで、令和2年度、令和3年度が3%以上の増で増えてき
ておるといようなことでございます。

したがいまして、これは全国どこの自治体も同じでございますが、やはり民生費というもの
にいかにかメスを入れるかということも大事でございますけど、ここはなかなかメスの入れにく
い費用でございますが、ではそれをどうするかということになりますと、先ほど言いましたよ
うに入るを量りていざるを制するといようなことで、要するに収入面の安定財源を求めるの
にはどういう手法があるかということになるわけでございます。

それで、先般頂きました瑞穂市の第2次総合計画で、後期基本計画の財政運営の施策の中で歳入の確保ということで、主な事業としてふるさと納税の推進と公民連携による事業収入等により新しい歳入源を確保するというふうに記載をされておりますが、具体的にどういう施策かということをご示し願いたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 新たな歳入源の確保について御説明させていただきます。

現在の実施事業については、穂積庁舎2階階段の正面壁面でございますが、そこと総合センターの1階のアトリウムのところにあります南側の壁面に設置してあります広告付案内地図板、市民課の広告付番号案内表示機器、さらには「広報みずほ」、市公式ウェブサイトの有料広告等によって、令和2年度実績で230万円ほどの収入を得ております。

そのような中、今年度新たな取組といたしまして、企業版ふるさと納税というものと、公共施設広告付マット設置事業の2つを展開しております。

まず、企業版ふるさと納税について御説明をさせていただきます。

令和3年3月31日付で内閣府より、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附を行った法人に対する特例というものを活用しました地域再生計画の認定を受けたところでございます。これによって企業の皆様が、瑞穂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業に対しまして寄附を行った場合には、法人関係税から税額控除が受けられるものです。現行の地方公共団体に対する法人の寄附に係る損金算入措置による軽減効果約3割と併せて、令和2年度より寄附額の約9割に相当する額が軽減されるものでございます。

対象となる寄附の要件は1回当たり10万円以上になります。この寄附、本社が所在する地方公共団体以外への寄附等ということになります。ですから、私どものような割と名古屋、岐阜後方のベッドタウンと言われている瑞穂市にとっては企業が少のうございます。本社がないところからの寄附ということになっておりますので、大変私どものほうとしてはありがたい制度となっております。

では、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた事業というのは何かということで、ちょっと4本説明させていただきます。これは4本立てになっておりまして、これに対して企業は寄附をするということでありまして、

次代を担う「ひと」を育む事業ということで、具体的な事例としては、子供の新たな居場所づくりだとか、放課後児童健全育成事業の拡充というものなどがあります。

2番目、特性を生かした「しごと」をつくる事業ということです。具体的な事例としては、創業者支援、瑞穂市JR穂積駅圏域拠点化構想による活性化等々でございます。

3番目、安心して住み続けられる「まち」をつくる事業、具体的な事例といたしましては、交通安全対策、市の歴史、文化を生かす組織の推進ということがございます。

4番目、魅力で「交流・にぎわい」を生み出す事業、具体的な事業といたしましては、地域と連携したイベント等の開催、地域資源を活用した観光振興ということになっています。

これらの企業版ふるさと納税というものを、また私どもでは各事業をコマーシャルさせていただいて、企業からお金を集めてくるという形で、その寄附金を事業に充てていくということで新たな歳入源の確保をしております。

公共施設のマット事業につきましては、今回4か所で、市役所の玄関前にマットの広告を募集させていただきます。これは市がやるのではなくて事業者のほうが行われます。入札のほう終わりましたので、とある会社さんがいろんな企業にお声をかけて、マットに、その会社さんが募集をかけられた会社さんの広告が入るといことです。

私どもで今までは歳出においてマットを置くという代金を払っていましたが、それが削減されて、なおかつ置き代が入ってくるということになりますので、今年に関しては、10月からです。年間の半分になっておりますが、歳入歳出合計で約11万4,000円の効果になるというふうに見ております。

以上が、簡単ではございますが、歳入の新しい手法ということで考えているところでございます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では、要するに財源としても大きな規模になります企業誘致のことにつきまして、今どのような進行状況になっておるかということ都市整備部長のほうからお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） それでは、企業誘致に関する市の取組についての状況を御回答いたします。

まず、誘致活動のうち、用地の確保に関する取組について御紹介をさせていただきます。

令和3年4月より、十七条地内に農振除外に係る市の適合基準を一部改正し、工場、事務所等の施設用地であれば農振除外することが可能となる区域を新たに指定しました。この区域については、指定直後から多数のお問合せをいただいている状況となっております。今後、地権者と合意に達した場合の法的手続のスケジュールなども説明し、実現可能な計画となるように努めております。

また、美江寺地内で空き家状態となっていた工場について、所有者の方に問い合わせ、空き物件について県の企業誘致課に情報提供を行いました。当用地は、先日、企業用地として売買契約がされたとお聞きしております。今後もこのような空き物件を把握した場合は、随時情報の収集と提供を行っていきたいと考えております。

次に、企業誘致に向けての活動ですが、主に事業用地の問合せを受け、用地を御案内する取組を行っております。コロナ発生以降も年間を通じ一定数の問合せがあり、先方が求める面積などの条件に応じて用地の紹介を行っております。

また、県の企業誘致課を通じて用地や物件等の問合せも多くありますので、用地情報の提供や現地説明など、県と連携を図りながら市の関係部署との調整を行ってまいります。

当市では、企業立地促進条例に基づく工場等設置奨励金制度を平成23年度より実施しております。昨年度も工場を新設及び増設し、新たに従業員を雇用いただいた2社につきまして当制度を活用いただいております。当制度に関する問合せも複数件いただいておりますので、これらの施策を組み合わせ今後も企業誘致に取り組んでまいりたいと思います。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今の御説明ですと、要するに中校区が中心でございますから、まだ西校区のほうに2か所ほど前の都市整備部長が工場誘致適地ということで指定をしておいてくれておりますから、そちらのほうも積極的に推進をしていただきたいと思います。

それで、今都市整備部長から中校区のほうもそういう十七条2区間において企業のほうから打診があるということで、私はそこで市長に最後の質問でございますけど、組織のことにつきまして質問をさせていただこうと思っておるわけでございます。

このように、立地条件は私なかなか瑞穂市はいいと思うんですよね。特に地下水が非常に豊富だということで、十七条の工場進出の経営者の方に聞きましても、やはり工場経営には水というものが非常に大事だというようなことで、水質のいい水が豊富にあるから非常に工場誘致としては適地じゃないかなあということも承っております。そういう意味からしまして、今後、先ほどもちょっと申し上げましたんですけど、本巢市もそういうことで今回8か所企業誘致ということであるということで、先般、海津市が小牧のお菓子屋さんですかね、駒野団地のほうに企業進出ということの新聞も出ておりました。

そのようなことで、今後積極的に行政のほうから企業のほうにアプローチをしていただくためには、やはり企業誘致推進というんですが、そういう名称がないとなかなか職員の方も企業訪問しましても、例えば商工農政が商工農政観光課の名刺を持って行って、これ企業誘致とどう関係あるねという話になると思います。私もちょっとお手伝いをさせていただいておりますけど、そのようなことで、市長にぜひとも課内に名称ということで、私はちょっと勝手に仮の名称をつけさせていただきましたんですけど、企業誘致推進室、そういう名称でぜひとも設置をしていただきまして、そういうことで職員の方もフットワークよく職務に精励できるようにということをつくっていただいたらどうかということで質問させていただきますが、お答えひとつよろしく申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 企業誘致を強力に進めるような部署の設置についての御質問でございますが、企業誘致につきましては、確かに市の将来を形づくる本当に重要な事業であるというふうな認識は持っております。市として強力に推し進める優先課題であるということは捉えておりますが、企業誘致推進課、または企業誘致推進室など、専属の部署を設けるかについては、現在の市の状況を踏まえながら、市長をはじめ担当部長とも十分な研究、協議を重ねた上で検討をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 森市長。

○市長（森 和之君） 杉原議員から企業誘致の御質問をいただいております。

まずは、先日、杉原議員が総括質疑の議案第35号の瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についてのときに御質問をいただいた企業版ふるさと納税ということで、今回、瑞穂市がこの企業版ふるさと納税を設けるに当たり、総合政策課の職員が該当するような企業に訪問をして、意見を聞いて、どのような形で企業版ふるさと納税ができるのかということを一回確かめに回っております。そのときに、各企業の中から賛同をいただいて、もう既に、この条例ができる前ですが、1件の企業版ふるさと納税というのが成立しているということも伺っています。

議員がおっしゃりたいのは、市役所の職員が市の庁舎の中にいるのではなく外へ出ていってある程度の活動をするという際にもそういう肩書というのが必要になるのではないかとということとは理解をしております。

また、瑞穂市にはインターチェンジがないまちとなってしまいました。だから本巢とか羽島とか安八が進めるような企業誘致というのは瑞穂市には合わないのではないかとことも思っております。集団で工業団地を建設するような企業誘致という意味で御理解をさせていただきたいと思っております。

瑞穂市には瑞穂市に合った企業誘致を進める上で、うちに合った方向性を見つけて、現在の組織の中、少し変えるかもしれませんが、御期待に沿える範囲内で御意見もいただきながら進めていきたいということを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

[11番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、市長からそういう後押しする組織の名称と、そうしまして企業版ふるさと納税をもう一件、そういうお話があったということと、そうしまして、私今確かに市長がおっしゃるように、うちの今の農業振興地域が対象になるとは思いますけど、20ヘクタールとか30ヘクタールのような大きな適地候補はないと思います。ですから、私はバイオーダー方式で、要するに先方さんからこういうお話があったときにここはどうですかというようなこと

で、そういう形にやっていったほうがベストではないんだけど、ベターに近いんじゃないかなというふうに思っておりますから、よろしく御協力のほどお願いいたします。

では、最後の質問に入るわけですが、午前中にも若井議員がヤングケアラーのことにつきまして質問されておられます。私も深く理解をしておるわけではございません。ただ新聞紙上で、実は先般、中日新聞1面でヤングケアラーというようなことで出ておりましたもので、これにちょっと飛びついたようなことで、深く理解はしておりませんが、先般、こういうヤングケアラーという言葉自体も私もそれまで知りませんでした。早速インターネットで調べましたら、実は5月18日の中日新聞に、厚生労働省と文部科学省がプロジェクトチームを共同で昨年の12月から今年の1月にかけて実施したヤングケアラー全国調査の結果が実は報告をされております。それをちょっと紹介させていただきたいと思っております。

調査対象生徒は、全国公立中学校754校のうち生徒が5,558人、そうしまして全日制高校が249校の7,407人で、両校とも2年生が中心で、その中で世話をしている家族がいる生徒数は、中学2年生では5.7%、要するに約17人に1人と。それから、高校2年生では4.1%、約24人に1人の数値が示されているというようなことで、今朝若井議員の質問に対しまして、健康福祉部長は、何か1人だというようなことで言われましたもので、これは市長も言われる声なき声かなあとか、いろんな表現はあるんですけど、これも私もこういうデータを見ますと、瑞穂市がこれに本当にはまっている数字かなあということちょっと疑問視をしておるわけですが、これは取り越し苦労かも分かりませんが、ほかのデータを参考にしてみますと、私今ふと思ったんですけど、例えば生活保護を受けておられる方なんかを数字をデータにして、それをリンクして総合的に判断すると本当に、市長も今朝ほど言われました声なき声じゃないかなあというようなことで、要するに顕在化しているのは1人だけど、潜在化しておる方がたくさん見えるのではないかなあというふうに思っておるようなわけでございます。

それで、今朝ほど健康福祉部長のほうから御答弁いただきました。うちの部署からいたしましたら、これは当然健康福祉部のほうだと思いますけど、やはりこれは福祉だけじゃなくて教育のほうにも多少関係がしてくるのではないかなあということで、突然でございますが、教育長のほうにちょっとそこら辺のお考えがございましたら、ちょっとここで御披露いただけないかなと思っておるわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） ヤングケアラーにつきまして、学校教育の立場からということで御答弁させていただきます。

ヤングケアラーの何が問題になってくるかということです。大きく2点あると考えます。

いろんな捉え方があると思いますが、1つは学校を休みがちになること、あるいは過度な家事負担をすることによって当該のお子さんが休みがちになる、忘れ物を多くするようになる、

宿題をする時間がなくなる、こういったことによって学習の補償がなされないというのが1点目です。

もう一点は、友達と過ごす時間がなくなってしまう。あるいはやりたい部活動ができなくなってしまう、こういったことによって起こり得る心身への影響というのが大きく2つ目の課題かというふうに捉えております。

じゃあそういった子供たちを、教育委員会、学校はどのように捉えているかという、直接的なアンケートはやっておりません。なぜやらないのかということにつきましては、それを知った後、どのような手だてをそのお子さんや家族に打てるのかというのが教育委員会にはないからです。知るだけ知っておいてあとは知らないよということではできません。

じゃあ子供の実態としてはどのような方法で把握できるのかということですが、私たちが経験上やっているのは、1つ目は生活ノートに子供がどう書いてくるか、そこから拾い上げるのが1つ。

2つ目には、教育相談ということを定期的にやっております。その中で子供は何を語ってくるのかという中で捉えるのが2つ目。

3つ目には、各学校が行っている心のアンケート、これは年に三、四回は最低やっております。いじめのことも含めて、この項目の中には、学習についての悩みはないか、部活動の悩みはないか、進路の悩みはないか、友達の悩みはないか、家族の悩みはないかというような項目がありますので、そういった内容について心のアンケートから把握する。さらにそこから発展して相談を行って把握する、そのような方法でないと学校ではなかなかつかめないという状況がございます。

じゃあ今後はどうするのかということになるわけですが、私どもが今考えているのは、やはりそういったお子さんを把握した場合、スクールカウンセラーに心の悩みとしてつなぐ。もう一つは、県の教育委員会が派遣している事業がありまして、スクールソーシャルワーカー派遣事業というのを活用した上で、本人と面談する、保護者と面談をする、こういった方法でつないでいく方法しか今のところ見つからないというのが現状でございます。

ただ今後は、かつてはそういった事実を知った上で親さんに話をしたところで、これは手伝いをさせておるんやというような返答が多かったんですが、それが過度な負担になるようであればいけないわけでして、子供の様子について、これからもう少し子供の様子の変化といったものを敏感に感じ取れるような教員の研修であるとか、ヤングケアラーに関する認識を深める、そういった研修を行うことによって私たちは対応していけることがあるんじゃないか、その上で福祉部局との連携というのが考えられるというふうに思っております。

以上が精いっぱいのお返事になりますが、よろしく願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） ただいま杉原議員からヤングケアラーに関する御質問をいただいております、ただいま教育長のほうからお話をまずはさせていただきます。今、教育長がお話しになられた件につきましては、ヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチーム報告というのがなされておまして、その中にも全部書いてあることでございます。

それを受けまして私ども福祉部局といたしましては、先ほど杉原議員の中にも言及がございましたけれども、直接的な行政サービスというのはなかなか難しいかもしれませんが、例えばケースワーカーであるとか相談員、支援員などが相談に見える市民のシグナルを感知いたしまして、先ほどお話のあった声なき声をしっかり感じていくとか、そういったことがまず窓口として考えられることでございます。

その後におきまして教育委員会等々と連携をしながら、例えば要保護児童対策地域協議会などで再度ケース会議等々開きながら福祉のサービスも総動員をする形で対象家族のためにできる限りの手を尽くしてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 健康福祉部長、それから教育長のほうにも振りまして、どうもありがとうございました。

今後、ポストコロナで当然また、今のところは本市にはそういう対象者というのが本当にほとんど皆無に近いという状態でございます。これもコロナと同じでいつどういうふうになるかも全く神のみぞ知るわけございまして、けど、そういうことも事前に察知をして、俎上上げて、そういう対処策を考えていくということも行政といたしまして非常に大事な業務の一環ではないかなあというふうに考えておりますから今後ともよろしく願います。

では、これで私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） それでは、11番 杉原克巳君の質問を終わります。

続きまして、2番 藤橋直樹君の発言を許します。

藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） 議員番号2番、無所属の会、藤橋直樹です。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、一般質問を2点ほどさせていただきます。

まず1点目ですが、最近よくマスコミで見たり聞いたりするSDGsとDXについてお尋ねさせていただきたいと思っております。

SDGsとは英語の略で、日本語では持続可能な開発目標と訳されています。最近ではニュースや企業のホームページなどいろんな場面で見たり聞いたりしますが、ちょうど先般発行され

た瑞穂市第2次総合計画後期基本計画にも掲載されていますので、市の取組方法をお尋ねする
ものでございます。

D X、デジタルトランスフォーメーションです。昨日、若園議員も一般質問でされていま
したが、重複しても構いませんので、市の考えをお尋ねさせていただきたいと思
います。

続いて、2点目の質問として、下水道事業についてその後の進捗状況をお聞きしたいと思
います。

以下は質問席より進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、SDG sについてお尋ねします。

最近SDG sという言葉が頻繁に使われ、ニュースや企業のホームページなどいろんな場
面
で出てきます。先ほど言いましたように、英語の持続可能な開発目標の略称のこと
ですが、よく耳にする割にあまりに概念的で分かりづらい面があります。そこで私
なりにSDG sを調べてみたら、その中に、ビジネスシーンでは欧米を中心に収益と
社会貢献、社会課題の解決は対立するものではなく両立されるべきものという
コンセプトや理念が広がりつつあり、企業戦略の中核に据えて推進している企
業が増えています。

日本でも環境省や外務省など省庁の動きに続き、経団連の企業行動憲章がSDG s
を前向きに押し出した形で改定されました。また、SDG s達成に向けた優れた
取組を提案する自治体がSDG s未来都市として選定されるなど、今急速に注
目が集まっているのがこのSDG sですと記載がありました。また、SDG sは課題
解決のための共通言語と表示もされていました。

今急にSDG sの概念が世界を席卷するような動きになってきていると感じますが、
とはい
えあまりにも概念的といえますか、実際市の施策としてどのように位置づけし、
進めていくのか疑問がありますので、市の考えをお聞きしたいと思
います。

そこで、瑞穂市におけるSDG sの取組の状況や、その成果についてどのように
進められて
いるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 本市におけますSDG sの取組の状況についてまず
説明させて
いただきます。

令和2年1月に、瑞穂市主催で「中小企業におけるSDG s」と題して、ビジネスに
おける
SDG sのリスクというものとチャンスというものを具体的な取組事例の紹介も
交えながら、
企業、議会の方々、そしてから商工会の方々、職員も参加しまして、こ
ちらの議会のほうからも参加していただきました。というセミナーを開催して
おります。このセミナーにより、SDG sへの取組の第一歩となりました。これ
以降、SDG sに対する大きな意識づけになったことが成果として考えられ
ます。

SDG sって何だろうというところから入らせていただいて、そして会社にと
ってどうい
う

ことがいいのということですよね。営利主義だけに走ってしまうと誰かが悲しいことになる。そういう人たちをつくらないような形で相互に発展できないかというような感覚ですよね、そういう概念です。

昨年は第2次総合計画の後期基本計画や、第2次男女共同参画基本計画、また地域福祉計画等、これは市の大きな計画の策定があった年だったんです。この問題解決におきまして、SDGsの概念を取り入れ計画を策定できたということは大変大きな意味があったと感じております。

SDGsの考え方は、今さらながらではありますが、自分のこととして考えるということでございます。当然公務員ですので、公正・公平で奉仕者であるということはあるんですけども、この計画を考えたときに、誰かが取り残されないか、誰かがかわいそうな目に遭っていないか、大丈夫なのか、環境にとってどうなのかということを今さらながら考えるということでございます。

瑞穂市の計画に基づく各種事業でございますが、この計画は岐阜県にとってどうなのか、日本にとってよいことなのか、世界のためにつながっていくものなのか、環境にとってはどうなのかというようなことを考えたということでございます。

このように計画立案において職員は再認識をさせられたことは事実でございます。SDGsを取り入れたこれらの計画の実施が始められたところでありますので、議員御指摘のような、御質問にありました成果というところはまだはっきりと出ているところではございませんが、事業が進んでいくうちに出てくるものと思っております。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

SDGsに取り組めば、人々の健康、教育、住環境、雇用など、自治体にとって重要な行政課題を扱っており、これからの行政課題が世界標準の考え方にのっとり発想、解決していくことができるとも言われております。

そこで、SDGsについて、職員研修や職員意識の向上に向けてどのようなことを行っているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） ちょっと先ほどの答弁にも重なるところもございまして、SDGsの考え方は幅広い行政課題に対する解決策を考えたときに、全てのものを含んでしまうくらい幅が広いというものでございます。

SDGsの職員研修後の職員意識の変化について説明させていただきます。

昨年度、第2次総合計画の後期基本計画を策定いたしました。総合計画の中にSDGsに

ついでに項目を新たに追加しまして、SDGsの説明、それからSDGsと施策分野の関連性を表の中に表し、さらには事業を遂行するに当たりSDGsを意識づけるような計画として進めました。これらのことで職員は、SDGsが目指すもの、誰一人取り残さないという、言わば公務員である公正・公平であるという全体の奉仕者としての改めて再認識をしたというものと理解しております。このSDGsへ対する認識が深まったというふうに私どものほうでは見ております。

この各種事業を推進していくことに、市の計画ですが、事業を推進していくとともに、このSDGsそのものも達成できる、この目標も達成できるというようなことも見ているというところでございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

SDGsの理念は、森市長が掲げるマニフェスト、健幸都市みずほの理念ともリンクするところが大きいと考えます。

SDGsの進捗状況、どの部署でどのように取りまとめて市民に公開していくか明らかにされていくのでしょうか、これも分かるのであればお願いしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） SDGsの推進は、市役所では企画部総合政策課にて実施しているところがございます。まだ各部課が取り組んでいる事業等を全体的に取りまとめということがまだできておりません。また、市役所だけではなくて市民の方や企業の活動も同様に把握ができていないところが現実となっております。

市民の方に各事業の進捗状況が分かるよう、見える化（可視化）が重要だと考えております。企画部総合政策課では、SDGsの17のゴールと169のターゲットに、市役所内部だけではなく、市内の事業者、大学、市民の方等と連携し、各ステークホルダーが取り組んでいる事業がどこに位置づけられているかをまとめ、それを管理し、瑞穂市全体で取り組んでいる動きが見えるような手法を取るべきだと考えております。

ある市民の方が環境を守るという目的で活動してみえた場合、この事業の狙いと市のホームページを公開し、どのターゲットに該当し、目指すべきゴールの形はどのような形で活動してみえるのかというものを見える化させていただいて、またそれをPRすることによって多くの方が参加していただけるというような循環的な流れができればいいかなというふうに思っております。

このように瑞穂市での事業者、大学、市民の方が参加し、多くの活動が動いている様子を可視化したいと考えているところがございます。今後、瑞穂市の方針がまとまりましたらお示し

させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[2 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2 番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

ぜひSDGsの市民にも分かりやすいものをお示ししていただければと思います。

SDGsは、組織ごと、特性に応じた目標設定が可能であり、自治体においても地域固有の課題解決や地元の特徴を生かした発展に結びつけることができるとされています。また、SDGsは、国だけでなく自治体を含め、企業、民間団体等、様々な組織の参加を求めているとも言われています。

そこで、ステークホルダー、いわゆる市民、企業や事業所などとのパートナーシップについて、瑞穂市の考え方、進め方など、どのように行うのでしょうか。

また、市民、企業など様々な主体がSDGsを進めていると聞いていますが、それをどのように把握し、どのように協力して進めるのか、市としての計画はあるのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） SDGsは、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。SDGs実施指針の実施のための主要原則の中に参画型で全てのステークホルダーが役割を持って、さらには経済・社会・環境に統合的に取り組むというのがございます。その目標を達成するには、市民、企業等とパートナーシップを取り進めていく必要があると考えております。

現在、本市においては、包括協定を締結している企業、大学があります。産学民官金などの多様なステークホルダーで形成する瑞穂市のSDGs協議会を立ち上げるための準備・調整を行っております。

さらに、今年度、協議会を立ち上げる事前の事業としまして、SDGsという事業に動き出すよという表明でもありますが、10月開催予定のさい川さくら・さいくるフェス事業を、犀川遊水地グリーンインフラを舞台としまして、市民や企業等へのSDGsへの理解醸成のための普及啓発活動事業として位置づけ、開催したいと考えております。

最後に、先ほども説明いたしました、協議会の立ち上げ等御説明ができる形あるものがまとまりましたら、議会のほうにも随時説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

[2 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2 番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

そういうものが出来上がりましたら、議会にも示していただけるようお願いをいたします。

それでは、次のDX、デジタルトランスフォーメーションについてお尋ねします。

先月、デジタル庁設置を柱とするデジタル改革関連6法が可決しました。新聞によると、遅れている行政手続のオンライン化など推進するとされていますが、一方で個人情報のやり取りを円滑化するために、保護制度の見直しも盛り込んだと書かれていました。見出しでは、個人情報保護課題とも書かれています。また、6法の一つには、地方公共団体情報システム標準化法もありました。

要するに私なりに解釈しますと、デジタル庁の創設をはじめとするデジタル法案が成立し、いよいよ行政のデジタル化が図られるわけですが、その趣旨は様々なデータの活用から、国民の利便性を向上させることが狙いにあります。しかし反面、個人情報の管理や個人情報漏えいに課題があると思います。

そこで、市としてどのように進めていくのか、お尋ねしてまいりたいと思います。

初めに、瑞穂市のデジタル化進捗状況についてお尋ねさせていただきます。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員が御指摘されましたとおり、行政におけるデジタル化の動きにつきましては、国・県ともに推進の動きが活発化しております。

本市における現状につきまして申し上げますと、例えば、住民サービスの部分に関しては国の制度であるマイナポータルにおけるびったりサービスにおきまして、児童手当及び保育所入所の手続などが可能となっておりますし、今年4月からは、市のホームページにおきましてAIチャットボットを利用した行政情報の検索支援機能を導入しております。

ほかには、現在、県、県内市町村とで手続のオンライン申請導入に向けた取組が始まっていますが、国における同様の動きもありますので、引き続き情報収集をしながら進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、国及び県における最新の動向につきまして注視をしながらデジタル化を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

デジタル化とマイナンバーカードとは相関関係があると考えますが、瑞穂市のマイナンバーカードの普及率はどうなっていますか。昨日、市長の回答で、岐阜県21市の中で2位だと自慢げでしたが、またどのように啓発されているのでしょうか、再度お尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 棚橋市民部長。

○市民部長（棚橋正則君） 藤橋議員の質問にお答えさせていただきます。

当市の令和3年5月末現在の交付枚数は1万8,335枚で交付率は33.3%となっており、県内21市中、上から2番目でございます。

市民への啓発につきましては、市ホームページではマイナンバーについて、マイナンバー制度や証明書コンビニ交付サービスに関すること、マイナンバー通知カード廃止のお知らせ、マイナンバー休日等交付についてなどを掲載しています。

また、「広報みずほ」5月号、6月号では、マイナンバーカードのお受け取りをという内容で掲載をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

デジタル化に向けて職員の意識向上や研修、そして職員体制づくりについてどのように構築していくかのお考えをお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 行政におけますデジタル化を推進するには、職員の意識づけや研修、職員体制づくりが必要不可欠であることと考えております。

そんな中で国におきまして、今年夏をめどに自治体デジタルトランスフォーメーション推進手順書を策定すべく進められていますし、県においては、国の動向を踏まえながら、独自に岐阜県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略会議を設置し、識者から県におけるデジタルトランスフォーメーション推進及びデジタルトランスフォーメーション推進計画の策定に向けた意見聴取を進めているなど、デジタル化に関する取組の根幹をなす部分についての検討が行われております。

そのため当市におきましては、この内容に呼応した体制づくりが必要であると考えておりますので、引き続き国及び県における最新の動向について注視しながら進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁のほう終わらせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

市政のデジタル化でどんな市民サービスの向上になり、どのような経費削減につながるのか、これもお尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今後ですが、国の予定といたしまして、昨年12月25日に総務省が定めた自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画の重点取組事項の中で、マイナンバーカードの普及促進をすることにより、例えば郵便局においてマイナンバーカードの電子証明の発行や更新等が可能になったり、令和4年度中にマイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載の実現を目指すとしており、これによりスマートフォンのみでオンライン申請などの手続を行うことが可能となってきます。

これらの事業の推進によって、行政手続のオンライン化が進み、マイナンバーカードを用いて児童手当や保育所施設の利用申込み、介護関係の手続など、計31手続のオンライン申請が可能となり、市民サービスの向上につながっていくと思われま。

先ほども少し申し上げましたが、今年4月から導入いたしました市ホームページにおけるAIチャットボットは、AIがホームページ上で様々な行政の問合せに24時間365日自動で応答するというものですので、市民の皆様からのお尋ねに対し、市役所の開庁時間に関係なく即座に応答することができ、市民サービスの向上につながっております。

さらに、職員ではなくAIが24時間対応するシステムですので、人件費の面などから考えますと経費の節減にもつながってくるのではないかとというふうに考えております。

このように、行政におけるデジタル化は、その活用方法次第で市民サービスの向上及び経費節減につながってくるものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

そういうサービスを皆さんにどんどん宣伝をしていただきまして、24時間いろいろ聞けますよということももっと宣伝したほうがいいんじゃないかなあというふうに思います。

次に、先日の新聞報道で、高齢者の無料スマホ教室、全国で1,800か所という記事が載っていました。講習会は全国の携帯ショップ、公民館などで実施するとありましたが、さらにマイナンバーカード、電子申請などの行政手続のオンライン化を進める実施については、市町村を通じて案内するというような記載もありましたが、瑞穂市はどのように取り組んでいくのか、お尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 平塚健康福祉部長。

○健康福祉部長（平塚直樹君） 藤橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

新聞報道での高齢者の無料スマホ教室については、今ほどお話のありました全国で1,800か所という記事でございますが、昨年の12月に国において、デジタル社会の実現に向けた改革の基

本方針が閣議決定されまして、その中で、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化というものが掲げられております。

そこで、総務省ではこの基本方針を踏まえて、デジタル活用に不安のある高齢者を対象に、デジタル活用支援推進事業としてスマホ教室を行うというふうにされたものでございます。

そして、その事業実施計画の全体構想の中で、国民運動としての取組という項目がございまして幅広い取組を積極的に促していくと記されておりました、私どもも大変重要なことと認識をいたしております。

そうした中で、ちょうど実感をいたしましたのが、当市におけるこのたびのワクチン接種の予約において、市の公式SNSから予約サイトへつなげる方法や、スマホでQRコードを読み取って予約サイトへつなげる方法など、これは24時間で実施をいたしました、電話よりも早く予約が取れた、あるいは前日にも確認のメールがあったなどと好評をいただいております。

こうしたことから、今後とも高齢者のデジタルトランスフォーメーションの普及につきましては、サロンなど様々な場面を用いまして積極的に進めていきたいと考えております。以上でございます。

[2 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

それでは、市長にお尋ねしたいと思います。

SDGsとDX、デジタルトランスフォーメーションについて、様々な課題や可能性があるテーマだと思いますが、市長としてこのテーマについて、どのような方針、考え方をお持ちなのか、市長の思いをお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） 森市長。

○市長（森 和之君） 藤橋直樹議員から、SDGsとデジタルトランスフォーメーションについての御質問を伺っております。

先ほど来、企画部長、そして総務部長、市民部長、健康福祉部長がお答えをしておりますが、まずはSDGsの推進については、私は3つぐらいに分かれると思います。3分類ぐらいできると思います。

1つは、市役所が進めるSDGs、先ほどもお答えしておりますが、総合計画の後期基本計画や男女共同参画、さらには福祉の計画、障害者、高齢者、そして健康増進計画、水道ビジョン、緑の計画、さらには教育大綱、教育振興計画に、昨年度瑞穂市の主要なる計画にSDGsを盛り込んでおります。

現在は、各部署でその計画に基づき進めていくということで、SDGsが進んではいきますが、先ほども企画部長から答えておりますが、このSDGsの17あるアイコンを、アイコンご

とに集めることによって、瑞穂市がそのアイコンには幾つの事業が結んでいるのかということが明らかになってくると思います。それができると、先月も新聞報道されました、例えば国へのSDGsモデル事業として、岐阜市や美濃加茂市がウオーキングと環境保全、そして地域の経済の活性化というようなことを組み合わせた社会問題を解決するといった事業が国からモデル事業として、SDGs未来都市として認定がなされております。このような進め方もあると思います。

2つ目の分野は、民間企業が、大学が、市民の方、事業者の方たちが進めるSDGs、これは環境問題や女性の進出などを掲げる民間企業が増えてきています。SDGsのアイコンごとの集計ができれば、民間企業がどのようなアイコンで連携していきたいかということが、向こうから提案があったときに進めることができると思います。

3つ目の分野は、今少し申しましたが、民間企業と市と協働して社会問題に取り組むようなSDGsになると思います。この3つ目の民間とどのように関わるかというようなことで、先ほど協議会というようなものを立ち上げて瑞穂市は進めていきたいということの方針も答弁しておる次第でございます。

このような形でSDGsを進めることで、行政だけではなく民間と一緒にした社会問題の解決を進めることができるということをおっしゃっています。

次に、デジタルトランスフォーメーションについてということで、こちらについては昨日も御質問がありましたデジタルトランスフォーメーションとは、IoT、インターネットにつながっていないものをつなげるような仕組みや、ICT、SNSなどの情報発信、さらにはAI、人工知能などを用いてIT技術の浸透で人々の生活がよりよいものに変化するということを定義しております。

それにはマイナンバーカードの普及を図り、そして全国の自治体が統一で同一の行政手続のオンライン化が必要となって現在進められている状況になります。

その前段階として、瑞穂市ではこの5月1日から法的な根拠あるものを除き押印廃止を進めています。その押印廃止というのは、今、マイナンバーカードにある機能をこれからスマートフォンに搭載がなされていきます。例えば健康保険証や運転免許証などマイナンバーカードに搭載する機能がスマートフォンに反映され、そのスマートフォンから行政手続ができるような仕組みがこれから構築されていきます。それが進むとデジタル化は個別最適化、市民ファーストの時代を迎えると言われております。行政の職員の負担の軽減や、自治体の縦割りなどを解消するということに有効なデジタルトランスフォーメーションということになります。

現在では、今、総務部のほうで主管の事務を行っておりますが、そちらの職員が主になってデジタルトランスフォーメーションをある程度勉強し、そして知識を得て各職員に流すことができるようなシステムを整えていきたいということをおっしゃっています。

まだまだこのデジタルトランスフォーメーション、今年の1月に市の全体の今年進める3つの方針の中にこのデジタルトランスフォーメーションを加えましたが、なかなか難しい側面もあります。なかなか進まないということもありますが、これから9月1日から国のほうがデジタル庁も創設されるということから、先進して瑞穂市でも進める体制の準備をしていきたいということを考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

今回質問するに当たり、私たち議会も勉強しないといけないと感じましたが、それよりも、私どもの団地でもそうですが、高齢者の方が多く、デジタル化が進めば、SDGs、誰一人取り残さない社会の実現を目指して、市民のために分かりやすいデジタル化を進めていただきたいものです。ありがとうございました。

続きまして、2点目は公共下水道についてお尋ねします。

先般、団地の方と話をしていましたところ、瑞穂市の下水道事業の話が出まして、財政計画に不安があるようであるが、市長は対話を拒否し、議会はチェック機能を果たしていないにもかかわらず、市は事業を進めて既成事実をつくっているといったような話を聞いたが、本当なのかというような内容でした。そして、さらにその方が言うには、県内の他市町のどこもかしこもとくに下水道整備がされている。乗降客が約2万人とも言われる穂積駅があって、市街化区域が広がる瑞穂市で、これから下水道事業を始めますというだけでも行政の怠慢、遅れを感じて恥ずかしい話なのに、住民を説得できない行政や議会もいけないし、理解しない住民もいけない。中小河川が何本も流れている瑞穂市は、きれいな水を受けて、汚くして長良川に流していることを何と考えているのか。一刻も早い事業を推進するべきとも話していました。

私もこの問題に2回にわたって一般質問をしていますので、関心があるところですが、その後どのように進展しているのか非常に気にかかります。下水道普及率、県下でワースト2位の瑞穂市、今からでも遅くなく、10年、20年、100年先を考え、森市長の手でぜひとも事業着手をしていただきたいと思います。

そこで、その後の進捗状況をお聞かせください。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） それでは、少し遡りまして答弁させていただきます。

公共下水道事業（瑞穂処理区）については、令和2年4月1日より事業着手し、昨年、令和2年度は管路施設及び処理施設の基本設計、管路施設及び処理施設の詳細設計のための地質調査、処理場用地の測量、不動産鑑定及び土地評価、また物件移転補償調査と、あと先導的官民

連携支援事業を活用したPPP／PFIの導入可能性調査を昨年度は実施いたしました。

その後の進捗ということですが、令和3年度は、下水処理場用地の取得や管路設計及び処理場のDB一括発注での公募に係る資料策定を行います。管路施設DBについては、令和4年1月の公募開始に向け資料作成を行っているところで、下水処理場については日本下水道事業団からDB発注できないか検討を行っているところであります。

そして、処理場用地の取得に向けて、租税特別措置法第33条の4、収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除の特例の手続の準備を行っていますので、準備が済みましたら用地交渉に入っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

[2番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

さきの3月議会で、私が質問した際、市長がたしかPPPやPFIについて触れられたように記憶しますが、このPPPは官民連携、PFIは公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用するとの考えのようですが、その最終的な調査結果はどうなりましたでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 公共下水道、今回の瑞穂処理区では、新規事業であることから、PPP／PFIの全ての手法の可能性が検討できることから今回調査いたしました。

調査を進める中で、新規事業では、管路施設はDB方式、処理場施設はDBO方式が適しているという結果になりました。DB方式というのは、1事業者と設計、施工をまとめて契約する方法で、DBO方式とは、1事業者と設計、建設、維持管理の全てをまとめて契約する方法となります。

現在、市内3処理区の維持管理は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法といいますが、合特法によりし尿収集運搬及び浄化槽清掃業者が代替業務として行っております。

合特法というのは、昭和50年制定の、先ほども言いましたが、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づくもので、下水道整備に伴い、業務量が減少するし尿収集運搬及び浄化槽の清掃業者の業務量を補填する観点から、市町村がし尿収集運搬業務等の転換が完了するまでの合理化事業計画を定め、この計画に基づきし尿収集運搬費及び浄化槽清掃費の減少の著しい影響を緩和するために、代替業務として下水処理場の運転管理業務や下水道汚泥の運搬業務を行うものであります。

瑞穂処理区は新規事業であることから、この合理化事業計画が策定しておらず、今後の代替業務については新たに市とし尿収集運搬及び浄化槽清掃業者と協議をしていくこととなります。

しかし、新しく建設する処理場はDBO方式として、維持管理も含めた公募により決定したいと考えておりますので、し尿収集運搬及び浄化槽清掃業者と何回か協議を重ねましたが、少なくとも水処理施設の運転管理は代替業務として御希望されましたので、処理場建設についても管路施設同様にDB方式を採用していくという結果になりました。以上です。

[2 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

それでは、この調査を行った目的は何なのでしょう。民間の資金を活用する調査ではないように思いますが、そもそも民間から何を求めるために行った調査なんでしたか、お尋ねします。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 御質問のとおり、今回の調査は、民間資金の調達为目的ではありません。公共下水道の新規建設や大規模改築には国庫補助金や起債を活用することができ、下水道事業におけるPPP/PFIの資本的支出、建設費なんです。民間が資金調達している事例はありません。この調査の目的は、PPP/PFI事業を検討することにより、市が抱える技術職員の確保が難しい中、設計施工とすることで技術職員の大幅な増員の軽減ができることや、民間提案による新技術の導入、コスト縮減や工期短縮の提案、それから設計段階から維持管理を考えた設計施工の提案などを期待したものであり、下水道事業を進めるに当たり、どのようなPPP/PFI事業が最適かということを検討したものであります。

[2 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

今日本中、いや世界中が誰も予想していなかったコロナ禍にあえいでおります。こうした状況の中、財政計画の見通しはどうか。一般会計から繰出金が市の想定している金額より増えることはあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 新型コロナウイルス感染症による財政計画への影響は今のところありません。下水道事業は、国庫補助金や起債を主な財源としており、これらに影響があるという情報は現在聞いておりませんし、本年度の国庫補助金は要望額満額ついております。

ただ、昨年度のボーリング調査において、下水処理場用地の土質が相当軟弱地盤であったことから、処理場建設に係る土木費の増大が見込まれ、建設費が増えると試算されており、これに伴い一般会計繰出金が増加する可能性があります。あらゆる方策を検討し、財政負担のかからない範囲で進めていきたいと考えております。以上です。

[2 番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

最後に、公共下水道事業遂行について、市長の思いをお尋ねいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（広瀬武雄君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 公共下水道事業は、これまでも申してきたとおり、本市のようなベッドタウンのまちでは、都市の重要な生活インフラとして欠かすことのできない施設です。一部には合併浄化槽で十分という御意見もありますが、市民生活が現代だけで終わるものもなく、孫や子孫の新しい世代に良好な住環境を引き継ぐことが重要だと考えています。

本市は、約8割の市民が市街化区域に住居し、将来にわたり新しい世代がどんどん入れ替わっていくことが見込まれます。合併以降遅れていた汚水処理整備について、様々な方法を検討してきましたが、結局は公共下水道という結果になります。今後、将来を見据えたまちづくりを考えた場合や、様々な法令に照らし合わせた場合、生活排水重点地域であり、住居地の大半を市街化区域が占めている瑞穂市は公共下水道の選択しかありません。そして、公共下水道を待ち望んでいる方が多くおられるのも事実です。

このようなことから、瑞穂市の汚水処理施設整備は公共下水道で進めていき、下水道の効果を最大限に発揮するためには、市民と行政が一体となって進めていく必要があります。その結果が、瑞穂市が今後も持続可能なまちとして大きく発展していくものと確信していますので、今後とも御理解と御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（広瀬武雄君） 森市長。

○市長（森 和之君） 藤橋議員からは、3月に引き続き公共下水道事業の御質問をいただきました。そのときに遡り説明をさせていただきたいと思います。

瑞穂市は、市の最上位計画にある総合計画の中で重点事業に位置づけた公共下水道事業が5年間進めなかったということで、私は5つの点を検証してまいりました。遅れたことによる全体工事費、そして財政繰出金の件、そして国の補助、交付税算入の件、さらにはこれからの人口の推移、そして他市町の収支の状況や広域化の動きなど、そしてその上で公共下水道事業がこのまちに必要なことを3つ上げております。

それには、水質保全、そして雨水対策、さらには今後瑞穂市の発展のため、都市としての健全な発展のためということになります。

瑞穂市の人口の推移ですが、2045年には5万5,602人と予想がされ、現在の人口よりも300人ぐらい多い人口と予測をしています。結論的に申し上げますと、瑞穂市の市街化区域では、人口はそんなに減少はしないということを思っております。

そして、公共下水道事業の財政的な問題については、現在、瑞穂市の公共下水道事業に係る

基金の積立てが24億1,500万円、今年度も5,000万円を積み立ててまいります。さらにこの後には積立金28億円程度まで積んでいくような予定であります。これだけの基金をもって始めた自治体はないということも伺っています。この基金を用いて一般会計からの持ち出しを極力平準化していきたいということを考えています。

整備を進めるためにも社会情勢や経済情勢、そして特に財政情勢などを踏まえていくもので、見直しをしつつ長い年月になると考えています。その先には、実質公債費率も国のほうでは25%を超えると問題水準となりますが、今の瑞穂市の資産では実質公債費率も7.6%、7.7%台が一番高いところだというような財政の運営の計画も立てております。

そして、先ほども環境水道部長が少しお答えしましたが、このコロナ禍で国の財政や国債の発行などがあり、地方にそのしわ寄せが来るのではないかと不安視もされているところですが、公共下水道事業は公的補助であり、例えば今年度の公共下水道事業の終末処理場の補助金も満額交付決定を受けております。

私が予算の範囲内で進めてまいりますとお答えしているのは、この事業計画を見て財政シミュレーションの中で、その年度の収支状況を判断した上で交付税算入される金額と、基準内繰入金額の範囲を比べて、これを予算の範囲内として進めていくということをお答えしております。

よく北方町との比較をされる方がたくさんおられ、私は他市町と比較することは控えたいと思うのですが、今回は少しお答えをさせていただきたいと思います。

北方町は、公共下水道事業を今から20年ぐらい前に供用開始が始まったということをお伺いしています。その北方町、瑞穂市が合併当時には合併を選択しないまちはこの先やっていけなくなるというようなことも私はその当時聞いたことがあります。しかし今のお隣の北方町は、庁舎の建設も終わり、2つ3つの区画整理事業も終わり、そして企業誘致も進んでおります。これから瑞穂市がやっていかなければならないことが北方町ではできております。

私はこの公共下水道事業は瑞穂市にとって、都市としての公共インフラの整備として欠かせないものだと考えております。そして、これから私ができることは、年に一、二度、国交省のほうの下水道部長さんや課長さんにお会いして、今の情勢をお伺いして、また議会や市民の皆さんに情報収集をしてお伝えすること、そして健全な財政運営に努めていくということになりますので、公共下水道事業はこのまちの発展、瑞穂市の発展に必要な事業だということをお判断し進めていくものになりますので、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

[2番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

もうすぐ時間になりますので、最後に、公共下水道事業は瑞穂市第1次総合計画に位置づけ

られて以降、進められている事業と聞いております。既に合併してもうすぐ20年を迎えようとしている現在に、目に見えた進展がありません。多額な予算が必要となる大事業ですが、コロナ禍で厳しい財政の中ではありますが、他市町でもやはり同じように厳しい中で現実に計画的に進められていることを思えば、瑞穂市だけが目をつぶっているというわけではありません。

最後に、森市長の英断を強くお願いをいたしまして、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（広瀬武雄君） これで、2番 藤橋直樹君の質問を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩といたしますが、3時30分から再開をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時30分

○議長（広瀬武雄君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番、立憲民主党の松野藤四郎でございます。

本日最後の質問者になります。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、3点について質問をいたします。

1つ目は35人学級について、2つ目が保育所整備について、3点目がJR穂積駅周辺まちづくりについてでございます。

最初に、35人学級について質問をいたします。

公立小学校の学級編制は既に1年生が35人学級となっておりますが、2年生から6年生についても、令和7年度までには40人以下から35人学級としています。

そこで、令和3年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録によりますと、岐阜県は独自の予算で小学校2年生、3年生、中学校1年生で35人学級を実施しています。来年度は国が2年生にも拡充するというので、県としては小学校4年生に拡充するものでございます。

当市の現在の状況について御答弁を願います。

以下については、質問席からいたします。

○議長（広瀬武雄君） それでは、加納教育長。

○教育長（加納博明君） それでは、35人学級の現状について御答弁させていただきます。

議員に今御質問いただいたとおり、岐阜県は全国に先駆けて35人学級を進めてまいりました。そのことによって、本年度は全国では小学校2年生を35人学級としましたが、岐阜県は4年生で実施することができました。

では、その4年生において本市の中ではどのようなことが起きたかということについて、御

説明させていただきます。

4年生につきまして、最終的に学級が増えてきたのは西小学校、生津小学校でございます。これは子供の数、いわゆる児童数が増えたからではなくて、今御案内のように40人学級から35人学級になったということによる学級増です。

具体的にもう少しお話をさせていただきます。

西小学校は年度末、子供の数は38人でした。そのまま例年のように4年生になれば40人以下ですので、40人学級が適用されて1学級の予定でした。ところが、年度末に35人学級にするよということでしたので、35人を3人超えております。1人でも超えたら学級は増えるんです。人数は変わっていないんですが学級は増えるということで、西小学校は2学級になったということでございます。

同様のことが生津小学校でも起きました。生津小学校は73人でした。40人学級でしたら37人と36人という分け方ですね。ところが、35人学級が入ると、両方とも35を超えてしまいます。3名超えるということで、2学級の予定が3学級になり、25、24、24というような人数構成で3つの学級が生津小学校にできたということになりまして、市内ではこのように子供の数は増えなくても、編成基準というものが40人から35人変わったことによって学級の数が増えたという現象が起きております。

以上が本年度の状況でございます。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 児童数の増減はありますけれども、35人という規則がありますから、クラスが増えるということでもあります。例えば中小学校でも、平成30年では174人で6学級でしたけれども、令和2年の5月では164人で6の学級数があるということで、要は35人というのが基本になっているということでございます。

穂積小学校とか牛牧小学校についても、児童数の増減は若干あるわけですがけれども、クラス増というのはあったでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） ほかの学校におきましても、今後5年生とか6年生も35人学級を適用するということになっていった場合、増える可能性は持っております。とりわけ穂積小学校及び本田小学校、牛牧小学校などにも見られるという状況が今ございます。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 35人学級にしますと、先生の増員とかの人材確保ということとか、いろいろ大変になるというふうに思いますけれども、ここら辺の教育委員会として質の高い教

育をするためにはどのような工夫をされているのか、お願いいたします。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 35人学級が導入されることによって及ぼす影響というものを、効果と、それから逆に課題、あるいはそれに対する対応ということで御答弁させていただきます。

まず効果としましては、御案内のように40人学級が35人学級になることによって、先ほども三十数名であったものが二十何名ぐらいになります。そうすると、1人の学級担任が見届ける子供の数が極端に減ってまいります。そうすると、行き届いたきめの細かい学習が可能性として出てくるというのはございます。そういったことから、学力の向上につながるのか、一人一人に目が届くことによって、いじめの発見が早くできるというような効果が期待できます。あるいは、今でありますと、新型コロナウイルス感染症対策のことで、いわゆる感染防止対策、この視点から見ても、3密を回避するということから効果があるというふうに期待できるわけですが、このことにつきましては、昨年の6月に学校が再開したときに半分ずつの分散登校というを行いました。学級を半分に分けて登校することによって学級は閑散とした状況もありましたが、子供たちの間隔を非常に余裕を持って取ることができましたし、担任する先生の授業も、やはり目が行き届いたというような効果があり、そういったことが全国から文科省に要望が出て、それで35人学級を急速に進めるというような形で出てきたものと私は認識しております。

反対に課題、そしてその対応についてでございますが、学級担任となる人数が必要になってまいります。それから教室が必要になってまいります。さらにその教室の備品が必要になるという、大きく3つの課題が出るわけでございますが、まず1つ目の教員の確保についてでございます。

このことにつきましては、実は今までは、40人学級で授業を行うことによって、より子供たちの実態を詳しく把握して授業を行ったほうがよいであろうということから、算数などにおいて学級を分けて授業を行う少人数指導というのをやってまいりました。同じ学級を2つぐらいに分けて、あるいは2つの学級を3つぐらいに分けて授業を行う少人数指導、そのためには教員が余分に必要になってまいりましたので、今までは加配という形で学校に先生が配置されておりました。いわゆる少人数加配という形で先生が学校に1人増えるわけですので、そういった先生が今回は、学級が増えた学級担任に充てるという形で役割を変えて、学級担任の役割でやっていただくことによって学級を持ってもらうということで解決しております。

2つ目に教室の確保でございますが、これで1つ学級が、例えば西小とか生津小が必要になったわけですが、先ほど少人数指導というふうに分けて行う、そういった指導をやってきたわけですが、実際に必要なのは教員と教室なんです。ところが少人数指導がなくなれば、その教室が空いてまいります。少人数指導教室を通常の学級としての教室として使用する。

このことによって対応は可能ということがございます。

3つ目に、教室の備品の準備でございますが、このためには教卓が必要であるとか、あるいは電子黒板が必要になってくるとか、あるいは給食の配膳台が必要だとか、本当にいろんなものが全て1学級分必要になってまいります。このことは予算で対応することで、ちょっと増額で申し訳ないんですが、そういった形で対応するというで解決できるというふうに考えて、今進めてきているところでございます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 次の質問ですけれども、牛牧小学校については、平成28年に体育館の南側に3階建ての6室の教室といたしますか、校舎ができております。これはこの35人学級のことを見込んでの建物なのか。資料によりますと、現在24教室があるわけですけれども、35人学級にすると31教室が要するというような、古い資料ですけれども、見ておるわけですけれども、それを充当して先行して増築をしたのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 最新のデータに基づいて、牛牧小学校の現状等も含めてお話をさせていただきます。

現在、牛牧小学校では、いわゆる通常の学級は23学級ございます。来年度、令和4年度になるともう一学級増えます。どの学年もオール4で6学年で六四、二十四と、24学級ということは24教室必要になる状況でございます。

現在に戻ります。本年度は通常の23の教室と特別支援学級の教室、これは3つあります。さらに、外国籍のお子さんのために日本語指導をしなければならない、そういう教室が2つ、さらに通級という形で指導を受ける特別な支援を要するお子さんがいまして、そのお子さんのための指導用の教室が2つ、合計で先ほど言われた30の教室を使っている現状がございます。ところが、これは来年になると31要ります。こういった教室が今、牛牧小学校では日常的に必要な状況が生まれているところでございます。

平成28年度に新築された校舎につきましては、35人学級を見込んでというよりも、学級増が純粹に増えていくんじゃないかという想定で造られたところがございます。35人学級を当時は見込んでというところまでは厳密にはなかったというふうに考えることができます。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 牛牧小学校は、児童数はかなり多く毎年なるわけですけれども、そのたびに教室不足ということで、28年度にやられたということでございます。

この35人学級が令和7年度頃に終了といたしますか、全学年に及んだ場合に、牛牧小学校はこの教室だけでは足りないような感じをするわけですけれども、あと1,000平米ぐらいの建物が必要ではないかというふうに考えられるんですけれども、そこら辺についてちょっとお言葉をいただきたいと思っております。

○議長（広瀬武雄君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほど35人学級でどの学年も来年度が4学級ずつになるというお話をさせていただきました。ただ、学年の中で人数がやはりばらつきはあります。35ということを考えて、105人を超えると4つ学級が要ります。105を3で割っていただけると35・35・35で、1人でも増えたら4学級ですので、105を超えたら4学級です。ところが、上限は140人です。140人ぎりぎりの学年もあります。転入生が来た場合、この学年は5学級になる可能性を含んでおります。そういう状況があること。さらに、日本語指導が必要なお子さんが増える可能性もございます。外国籍のお子さんが増えるということです。さらに、特別な支援を要するお子さん、特別支援学級も今3学級あるんですが、ほかの学校では4学級ある学校もございます。

という状況を見ると、今後特別な支援を要するお子さんのための教室が必要になる可能性も出てまいります。それについてはいつかと言われると、この年ですということは今の段階では明確に申し上げることはできません。しかし、お話をさせていただいたように、そのよう教室が必要になる年が今後来る可能性がとても大きくございます。

そこで、28年に完成した当初は、新築の校舎に余裕がございました。余裕がございましたので、その1階部分を放課後児童クラブで活用しようという形で使ってきておりました。当時はまだ35人学級になるという見通しなど本当になくて、なぜかという、今でいうと40年間ぐらいこの基準は変わっていないんです。なので、いつ変わるかなんてという期待もないところでしたので、大丈夫であろうというような予測の中で放課後児童クラブはスタートしました。

ところが今、このように35人学級が導入され、順次それが入って学年も上へ上がっていき、特別な支援を要するお子さん、日本語指導が必要な外国籍のお子さん等のための指導できる教室を確保しようとした場合、この放課後児童クラブで使用している教室を普通の教室で使えるような状況が生まれれば、大変ありがたい状況が生まれます。当面この2つの教室を確保できれば、牛牧小学校は目指す教育が実施できるということを私たちは予定しておるところでございます。

じゃあこの放課後児童クラブ、もういっぱいだから出なさいということも非常に難しいところがあるわけですが、どこでそれを行うかということについても、以前から考えておりました。放課後児童クラブについては、牛牧小学校の新築した北舎の1階とJA牛牧の跡地を利用して、この2か所でやってきたわけですが、今現在、学校の近くにある牛牧第1保育所、これが老朽化しておりましたので、ここが場所を変えて保育所ができた場合、この跡地利用として放課後

児童クラブで活用しようという構想を私たち教育委員会は持っていました。そのときには、園舎の大きさからいくと、JAでやっているお子さんと学校でやっているお子さんを1か所で放課後児童クラブを運営できるということが考えられました。そうすると、1か所であれば運営も非常に楽になり、指導をしていただく先生方の、指導員の方々の人数も若干減らすこともできるだろうということで考えてきたわけですが、今回こういった形で牛牧小学校の教室が必要になる可能性が本当に高くなった今、放課後児童クラブの場所をそちらに移動していただくことによって解決できる。じゃあそこで牛牧第1保育所はどうするかということで、牛牧第1保育所については新たに建て替えをしていくという方法で進めていただけるとありがたいと、そういう流れできております。そのような状況があるということ踏まえて、全体の内容を御理解いただければ大変ありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

あと40分ですので、次の保育所整備について御質問をいたします。

市内には現在8か所の公立保育所、1か所の私立保育所、2か所の私立認定こども園、3か所の私立小規模保育施設で合計14施設があります。このうち昭和30年代に開園した保育所のうち、3歳未満児を受入れできない穂積保育所、牛牧第1、西保育・教育センターがあり、平成31年4月からは、穂積保育所は公私連携保育型認定こども園、ほづみの森こども園に移行し、3歳未満児を受け入れる保育所となりました。

開園後、アンケート調査では90%以上の保護者が、園の対応、教育環境や給食などで好評を得ていると回答をされております。

そこでお尋ねしますが、令和2年6月議会の答弁では、残る2保育所の今後の在り方、運営についてお話をされておりますが、そのときのお考えをちょっと述べていただきたいというふうに思います。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨年実施のほづみの森こども園の保護者に対するアンケート調査では、移管後の認定こども園に対しまして90%以上の保護者が満足、またはおおむね満足と高評価を得ておりますので、公私連携型による民間移管につきましては効果があったと評価しております。

また、未満児保育が実施できるよう、老朽化した牛牧第1保育所の新設と校区内での保育施設から小学校へのつなぎをつくることを目的としました生津小学校区での保育施設の誘致につきましては、平成29年3月に策定しました瑞穂市保育所整備計画に基づきまして整備できるよ

う、どちらも保育事業を行うための適地を選定、検討を進めてまいりました。

そして、今後の整備計画につきましては、先般5月24日に開催されました文教厚生委員会協議会のほうで、公立小学校の35人学級導入による教室不足解消のため、牛牧第1保育所から整備を進めてまいりたいと御説明させていただいたところでございます。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 現在、牛牧第1保育所は利用定員90人で、未満児保育未実施及び調理室なし、これらを解消するには改築や新たに新設となりますが、施設場所の確保が必要となります。以前にたしか候補地があると言われておりました。私は牛牧小学校付近ではなく、JR東海道本線北側が適地と考えます。それは、敷地の確保、環境、防災面等から考えますといかがでしょうか。今回、なぜ今、議会に提出されている牛牧小学校隣接の土地を購入し、市内2件目の公私連携保育型認定こども園となりますが、お尋ねをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ただいまの御質問ですけれども、保育所整備計画によります牛牧第1保育所の建て替えの候補地につきましては、現園舎に近接したところを考えました。

理由といたしましては、既に保育所施設が存在しているため、地域の皆様にも理解を得られやすいのではないかと考えられるからです。さらには、牛牧小学校と予定される公私連携型認定こども園が近接してあること、また放課後児童クラブも近いことで、保護者も今までとは変わらず利便性があることなどから、現保育所の場所にできるだけ近い場所で引き続き保育が実施できることが理想の環境であると考えております。

こちら、一昨年4月に公私連携型認定こども園として開園しましたほづみの森こども園と同等の規模を考えておりますし、防災面の話をさせていただきますと、牛牧第1保育所も耐震工事済みでありまして、指定避難場所となっております。牛牧小学校、牛牧南部コミュニティセンターも近接しており、集積していることもありまして、新たに建設された公私連携型認定こども園につきましても、ほづみの森こども園と同様に引き続き指定避難場所にしてもらえるよう、今後協議をして進めてまいりたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） いろいろな立地条件等を加味して現在のところというお話ですけれども、この旧穂積保育所と同様の扱いで運営、維持管理をされるというふうに思います。

この牛牧第1保育所の公私連携型の整備計画、これについてはいつまでに行うのか、お尋ねをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） スケジュール的なところで御答弁させていただきますが、現在、今回このように土地の測量等をさせていただきまして、来年度には造成ができればと思っております。その後、業者の選定等を行いまして、令和5年には協議等を進めまして、6年には建設、7年の4月には開園という形で持っていきたいと思っておりますが、これは最短でそのようなスケジュール感となっております。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 穂積保育所からほづみの森こども園に替わるのにも、やはり四、五年かかっていますので、同様の扱い方と、このように思います。

次に、3歳未満児を受け入れていない西保育・教育センター、また保育所のない生津小校区においても早急に整備をしなければならないと思います。西保育・教育センターは未満児の子供を受け入れておりませんが、清流みずほ認定こども園、または清流みずほ保育園に担っていただいております。この西保育・教育センター、それから生津に保育所がございませんので、生津校区の新設等についての今後の計画についてお考えがあれば、お伺いをいたします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） ただいま議員御指摘の西保育・教育センターにおきましては、確かにおっしゃるように、清流みずほ保育園がそちらの未満児のほうも担っております。それによりまして、瑞穂市の保育所整備計画には、西保育所については計算されておられません。先ほど議員おっしゃったように、穂積保育所、牛牧第1保育所、それに保育所のない生津のほうの整備計画として掲載されて、それに乗って進めておるところでございます。

それで、生津校区の保育所につきましては、今後も検討を重ねながら随時進めていく予定でございますので、御了承のほうよろしく願いいたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 各小学校区にやはりそういった施設が必要だと思うんですね、私は。どこかの校区に集中的に固まるんじゃなくて、やはり中央行政としては公平に扱うのは当然だと思うんですよ。生津校区については、もう以前からこういった新設してほしいというお話があるわけですが、再度の御答弁を事務局長、よろしく願いします。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 生津校区におきましても、議員おっしゃられるように、大変必要だと私どもも考えております。早急に進められるよう今後検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 早急に検討をするという話ですけれども。

質問事項にはありませんけれども、関連でお話をいたします。

本田第1保育所の関係でございます。

本田第1保育所は昭和31年3月に竣工し、当時は木造平家建てで開園していますが、その後、昭和45年、48年と増設工事等、今日に至っておりますが、私が思うには、一級河川糸貫川沿いで河川区域、あるいは河川の保全区域、こういったところに工作物が設置されているよというふうに私は思うんですけれども、それについての御答弁をお願いします。これは建設のほうかな。いいですか。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 本田第1保育所に関しましては、御指摘のとおり河川敷に建設されておるというところで、今後建て替え等はできないような状況だと思っております。ただ、簡単な小規模な改築とかは基準法上はできると思っておりますが、大きな建て替え等はできません。そのように把握しております。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 河川法に引っかかるということですね。河川法の第24条だと思うんですよね。違いますかね。この辺に引っかかると思うんですけど、河川法第24条ですから。

思うに、本田第1保育所はもう老朽化しているんですよ。ですから、生津小校区のほうに新設できる。本田第1に、定員何名かちょっとそこまで見ていませんけれども、私は生津小校区にあってもいいと、保育所を早急に造ってもいいと、このような考えがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 広瀬教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（広瀬進一君） 議員御指摘のとおり生津小学校にもあるべきだと我々も考えております。

早急に生津小校区のほうの保育所も検討をしまいいりまして、生津小校区に保育所ができたのであれば、本田第1保育所に関しましては、老朽化もしておるところもでございます。また、そういったところもございまして、児童にも需要があるため、定員を見直し、運営を継続していくのか、児童の入園状況が減少するなど需要が減ってきた場合には、生津小校区に保育所ができた段階で新規での児童の募集を停止したりとか、通っている児童全てが卒園した後に本田第1保育所は廃園にするとか、そういったところは検討していきたいと思っております。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 関連ですので急にお話をしましたけれども、これは本当に大切な話だと思うんですね。例えば文教厚生委員会の中でもお話をさせていただいても結構だと思います。ありがとうございます。

続きまして、最後ですけれども、JR穂積駅周辺まちづくりについて質問をいたします。

平成29年3月、JR穂積駅圏域拠点化構想が策定され、圏域市町15万人の玄関口にふさわしい利便性、快適性を備えた魅力的な都市空間の創出を目指して、令和2年1月から3月にかけて、駅周辺の土地、建物所有者のうち659件の方に駅周辺の課題や整備手法の認知度、意向調査などのアンケートを行い、228件の方から回答をいただき、様々な御意見、御要望があり、その主な改善内容について伺います。

○議長（広瀬武雄君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） JR穂積駅周辺のまちづくりに関する意向調査は、JR穂積駅周辺整備事業の具体的な計画策定に向けた地域住民等の意向把握を目的に、事業検討区域内の土地所有者及び建物所有者の中の659件を対象に、平成31年度に実施しております。

その対象者の34.6%の御回答をいただいております。

その調査では、重点的に改善を進めていく必要がある整備、土地区画整理事業の認知度、土地区画整理事業による基盤整備を進めていくことに対する賛否等の意向確認を行っておりますが、その中でも重点的に改善を進めていく必要がある整備では、項目ごとに、まずアクセス道路の整備が約72%、駅前広場の整備が約56%、続きまして防災性・防火性の向上、生活道路の整備がそれぞれ約45%ほどとなっております。

この結果から、駅前広場とそれに連結するアクセス道路の順位が高くなっておりますが、防災性の向上や生活道路の整備についての関心も高く、また地域の方々を対象としたアンケートであることを考慮すると、駅へのアクセス性の向上だけが望まれているのではなく、駅前周辺の混雑解消や住民生活での駅周辺の利用施設の移動の不便さ、防災に対する不安等が指摘されているものであると捉えております。

このことから、幹線道路や駅前広場の整備を行えば地域の課題が解決されるというのではなく、土地利用やネットワークを含め、土地区画整理事業による基盤整備により、総合的に解決すべきものであると考えております。

また、自由意見でも、多岐にわたる多くの御意見もいただいております。道路や駅前広場等の基盤整備に関する御意見が多く、それ以外には事業を進める上での合意形成に関する御意見や整備時期、整備内容、現在の状況などの情報不足による不安に対する御意見がございました。

これらの意見等につきましては、内容を十分に精査し、計画策定に反映させていくとともに、

情報不足による誤解や不安を招かないように、ニュースレターや広報、説明会等による情報発信を引き続き行っていきたいと考えております。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） アンケートはその地区周辺の方々からの回答の各項目についてお話をいただきました。

これはこれでいいんですけども、やはりJR、あるいは商店街を使う一般の利用者の皆さん、通勤や通学、あるいは一般の利用者ですね。そういった方からもやはり多くの声を聞くというのも必要ではなかったかなあとと思います。

この令和2年の1月に、組織としてJR穂積駅周辺整備検討委員会が立ち上がっております。その中で、ある日ですけども、朝の7時から8時半の間に、北方・多度線の別府交差点から穂積駅前に向けての約360メートルの限定で一方通行化実験を東向きに行いました。また、旧駅南公民館の跡地に駐輪場を整備し、送迎用として利用していただきました。

その結果を踏まえすと、この変則交差点が一番問題になるわけですけども、穂積郵便局北側の道路、これは市道4の1009号線、これは西交差点、北方・多度線に合うわけですけども、この信号の間隔、これは本当に数秒ですよ。前の1台がちょっともたもたしていますと、あるいは横断歩道を渡っている人がおると、1台か2台、多くても3台しか通過できない。このような状況があるわけですけども、ここについての改善というのか、そこら辺も必要となってくるわけですけども、やはりまちづくりをしていくためには、周辺の道路、アクセス、そういったところの改善も必要ではなかったかなあとと思います。一方通行、あるいは数台しか通れない交差点の実験結果について、どのように思われるでしょうか。

○議長（広瀬武雄君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） JR穂積駅周辺の一方通行化社会実験は、JR穂積駅圏域拠点化構想のソフト事業の取組として、誰もが安全に安心して利用できる道路環境を目指して、平成31年度にJAぎふ穂積支店南側の市道、御紹介にあった4の1001号線におきまして、朝の通勤、通学の時間帯、7時から8時半に限って、駅に向かう東向きのみの方通行化の社会実験として実施させていただきました。

その結果といたしまして、交通量は当然片側一方通行でございますので、約半減ということでございます。安全性の確保、ちょうど中学生が通学する時間になりますので、安全性の確保など、一定の効果は得られましたが、その反面でございます。対向車がいなくなることによって、若干自動車の速度が上昇した。また、信号時間に影響して、迂回路となる、議員に御指摘いただきました4の1009号線、ちょうど郵便局から別府の交差点へ出てくる通路でございますが、その滞留車両、渋滞の増加が確認されました。

現地で、御指摘あったとおり時間を測定いたしますと、あの道から北方・多度へ出る青信号の時間は約8秒、実際スムーズに信号が変わって発進していただいたら2台、もしくは続いて連続して出られれば3台がやっというような状況でございます。

なお、横断歩道につきましては、そのとき全部赤になっておりますので、歩行者はなく通過できるものだというふうに確認しております。

それを踏まえながら、一方通行化規制の実施につきましては、昨年度から継続的に北方警察署等の協議や地域への説明等を行おうというふうに考えております。

また、旧駅南公民館の跡地に新設をしました送迎用駐車場でございます。9台分の一時駐車スペースとして、令和2年4月より運用を開始しておりますが、その利用状況につきましては、当初は認知度が低いのか、なかなか利用されない状況でありました。ただ最近では、徐々に周知がなされてきたようで、帰宅時の時間帯などには利用がされている状況ではないかというふうに感じております。今後とも、広報などによる周知を図り、利用促進に努めていきたいと考えております。

先ほども御説明させていただきました北方・多度線の別府の交差点に関してでございます。

青信号の時間も短く、変則5差路という非常に通行上、危険な交差点になっております。いわゆる変則5差路という形になっておりますので、かねてよりの課題であると認識しております。一方通行化のソフト事業と連携した交差点周辺の交通環境の改善を図るため、まず取り組める事業の一つということで、整備計画の策定や関係者との協議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 実証実験の結果、北方・多度線の5差路、そこが一番ネックになっているという話です。

5差路ですけれども、実際もうちょっとあるんですね。横から来るやつとなると6本の道路にというような格好になるわけですが、私はその検証結果からいきますと、この駅周辺のまちづくりを今後ともやっていこうと、基本計画をつくってやっていこうと、都市計画に従ってやっていこうとなると、ある程度の検討期間といいますか、時間的にかかるわけですが、私は早急にやるべきは、まずこの5差路の改善が必要ではないかと思います。それは地域住民の毎日の生活、あるいは快適な交通の安定といいますか、安心して運転できる道路の交差になるわけですが、また隣には駅西会館といいますか、何かあったようですが、そういった館の利用者の駐車場のスペース等も必要になってくるからというふうに思います。

したがって、この交差点の周辺の改良をこの計画に上げてほしいと思うわけですが、調整監どのように思いますか。

○議長（広瀬武雄君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 今議員に御指摘いただいたとおり、社会実験で課題というようなことで出てまいりました。

市といたしましても、喫緊の課題であるというふうに感じております。特に5差路といいました、もう一個あるよと。ちょうど西側から住宅地から出てくる道路がありまして、実際、中学校から来た車の停止線の手前から交差点に入ってくるような非常に危険な状態の場所でございます。それを含めまして、ちょうど1001号線というのが旧の県道になりますかね、駅前を通る。北方・多度線とその旧県道が直角ではなくて少し斜めの状態で交差しているような状況でございます。基本的に交差点といいますのは正十字ですね。正十字で来たほうが、いわゆる右の確認、左の確認、要は安全の確認というのがしやすくなります。少し角度がついていますと、ちょっと首を多めに動かさないと安全が確認できないというような状況でございますので、議員の御提案のとおり早急に整備計画をつくっていききたいというふうに考えます。

まずは、そのためにもどういう形でできるかということは警察との事前の協議、県、関係者との事前協議を行います。その後は、当然交通の形態を少し変えるようなことも考えないといけませんので、地元の方へ十分な説明をしていききたいというふうな段取りで考えていききたいと思っております。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 前向きと申しますか、そういう話ですけれども、やはりスケジュールをつくっていただいて、早急に交差点の改良をしてほしいというふうに思います。

副市長、どう思いますか、そこら辺のスケジュールについて、よろしく申し上げます。

○議長（広瀬武雄君） 副市長。

○副市長（梶浦 要君） 今、調整監のほうから答弁はしておりますけれども、計画を今策定中ではございまして、ただ地権者の合意というのもございますので、それについて合意がいただければ予算化をして、こちらのほうにもまた御提出させていただきたいということで、そちらのほうの地権者の関係で、今スケジュールはいつということはお示しできない状態でございますので、よろしく願いいたします。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） よろしく申し上げます。

それから、この穂積駅東のところに通称マンポがあるわけですが、あそこは片側通行というような関係で、非常に住民の方に、市民の方に御迷惑をかけています。この東海道本線というのは、岐阜市とか瑞穂市、大垣も含めてですけれども、土盛りをして本線が引いてあり

ます。したがって、生活圏と申しますか、南北に生活圏が分断される、道路も通っていないと、このようなことと申します。それについては、今の道路の工法を使ってやれば、簡単にその貫通ができるということが可能だと思います。

将来計画として、この瑞穂市のまちづくりをしていくに当たって、そういった東海道本線の土盛りをしているところを通り抜けにして道路を造れば、そういうふうを感じるわけですが、そういったお考えはあるのか、お願いします。

○議長（広瀬武雄君） 宇野調整監。

○調整監（宇野真也君） 議員に今御提案いただきましたJRの盛土の部分、確かに今の土木技術をもってすれば、くりぬいてマンポを広げるというようなことは可能かとは思いますが、若干都市部でそういう土盛りのところをくりぬくような工法というのはあるんですが、マンポは旧ホームへ上がる階段があったかと思うんですけど、ちょうどそこを閉鎖されたような形になっておりますので、あの部分をくりぬく工法になりますと、JRとの協議に大変時間を要するものと考えております。

また、工事費としても、JR東海道本線ですので終電が終わった後も貨物の通行がございます。それからやっとな作業をするということになりますと、実質作業時間といたしましては夜間の2時から5時とか、そんなようなペースでしかできなくなるかと思われま。工法的には可能ではあるかと思いますが、現在のところはそこまでの構想を持ってはおりません。

〔17番議員挙手〕

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） そういった構想はないというお話です。

JRからは土地の占用料を頂いているというふうに思いますけれども、長い目を見たときに、そういった支障物でまちが分断されているということですね。ですから、そこは時間がかかってもいいから、そういった道路を貫通すると、こういった工夫も必要ではないかと思ひます。最後になります。これは通告にありませんけれども、関連でお話をいたします。

岐阜連携都市圏4市3町で構成されている事業は、各分野において46事業であります、JR穂積駅まちづくりとの関連事業はありますか、お願いします。

○議長（広瀬武雄君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今の御質問ですが、岐阜連携都市圏ビジョンのほうですけれども、4市3町で今やっております。岐阜市を中心とした近隣のまちでやっているんですね。今年からちょっと羽島市さんが協議に入っております、来年度からは5市3町という形で進めていくと思ひます。

こちらのほうのその連携ビジョンですけれども、圏域条件の経済成長の牽引とか、後は工事の都市機能の推進だとか、そういうものがござひます。特に今回の駅周辺のことにおきまして

は、圏域全体の生活関連機能のサービスの向上というところがありまして、この中には、さっきの質問がありましたように、駅を変えるということは、駅周辺を変えるということは、都市計画のほうの推進を掲げないといけないということになります。都市計画を変えないといけないということになります。ですので、圏域ビジョンの中でも、構成している市町の都市計画の推進ということで項目があります。こちらのほうに関係しまして、また駅の開発が進んできると、構成市町で瑞穂市はこういうふうに駅がよくなってきたよということで、またこの関係で道路が変わってくるだとか、そういう関係で広域的にももの動きだとか人の動きだとかを考えていくというところで、また連携が変わってくる。岐阜市を中心にして全体を見るときにまた考え方が変わってくるという形に関連がいくと思います。

また、私どものまちがこの駅の開発が進みましてどんどん進んでいった先には、岐阜連携都市の魅力発信というところにつながっていきますので、瑞穂市としては駅周辺が改善されてよくなったということで、また魅力発信のところでの連携が入ってくるのではないかなというふうに、今のところは見ておるところでございます。よろしく願いいたします。

[17番議員挙手]

○議長（広瀬武雄君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 令和4年度には都市計画決定を目標に駅前広場、あるいはバスターミナル、東海道本線南北の商店街、住居地の特色あるまちづくり、こういった実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

○議長（広瀬武雄君） これをもちまして、17番 松野藤四郎君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（広瀬武雄君） 以上で、本日に予定されておりました一般質問は全部終了いたしました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午後4時30分

